

平成16事業年度に係る業務の実績に関する報告書

平成 1 7 年 6 月

国立大学法人
旭川医科大学

○ 大学の概要

(1) 現況

- ① 大学名
旭川医科大学
- ② 所在地
北海道旭川市
- ③ 役員の状況
学 長 八竹 直
理事数 4人
監事数 2人
- ④ 学部等の構成
学 部 医学部
研究科 医学系研究科
- ⑤ 学生数及び教職員数
学部の学生数 845人
研究科の学生数 108人
教員数 277人
職員数 601人

(2) 大学の基本的な目標等

医療の質の向上、地域医療への貢献を推進するため、高い生命倫理観を有し高度な実践的能力を有する医療職者を育成する。同時に、生命科学に関する先端的な研究を推進し、高度な研究能力を持つ研究者を育成する。

このような役割を果たすため、国立大学法人旭川医科大学（以下「本学」という。）の中期目標は、以下のとおりとする。

1. 創造的意識が高い個性的な大学創りに努める。
2. 人間性豊かな高い倫理観を有し、多様な資質を有する医療職者を養成する。
3. 先端的医科学の発展に貢献し、新たな先端医療への基盤を形成する。
4. 高度先端医療を開発し、広範囲な地域医療を高質化するとともに国際的な医療の発展に貢献する。
5. 大学と社会との連携を活性化し、社会に開かれた大学として地域社会に貢献する。
6. 他の国立大学法人との再編・統合・連合の在り方について引続き検討する。
7. 中期目標の達成状況を踏まえ、目標を適宜見直す。

全体的な状況

○ 平成16事業年度の業務の実施状況

平成16事業年度に係る年度計画については、学長から関連委員会及び事務局各課（以下「関連委員会等」という。）に該当する項目を明示して通知し、関連委員会等で業務を実施した。

Ⅰ 大学の教育研究等の質の向上

- (1) 教育に関する目標：学生表彰制度の新設、新AO入試（「ななかまど入試」）の導入、「地域・僻地医療教育実践センター」の設置、カリキュラムの見直し（統合科目、チュートリアル教育、参加型臨床実習等）などに取り組む一方、オンライン英語学習システムの導入やスキルズ・ラボラトリーの利用範囲の拡大では、年度計画を上回って実施した。
- (2) 研究活動に関する目標：講座間連携によるプロジェクト研究への助成、教育研究基盤校費の配分基準の見直しなどに取り組んだ。一部次年度繰り越しとなった取り組みに、研究活動の自己点検・評価及び研究情報の公開がある。
- (3) 社会との連携、国際交流等に関する目標：スキルズ・ラボラトリーの学外医療従事者への開放、遠隔医療システムを利用した遠隔診断サービスの拡充、ホームページを利用した薬品情報の発信などに取り組み、国際交流等に関する目標では、インドネシア他8カ国に対して研究技術供与を実施する一方、国際交流企画推進室及び国際交流センターの設置に向け検討を開始した。
- (4) 附属病院に関する目標：病棟・外来の臓器別・系統別診療体制への再編、病院機能評価認定の取得、卒後臨床研修センターの設置、高度先進医療設備の充実、患者給食の質の向上、病院職員の意識改革、附属病院収入の増などに取り組み、年度計画を上回る実績を上げた。
以上、一部に次年度に繰り越した業務もあるが、オンライン英語学習システムの導入やスキルズ・ラボラトリーの利用範囲の拡大、及び附属病院収入の増など年度計画を上回って達成された業務もあり、全体的に年度計画を順調に達成している。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化

役員会への監事及び学長補佐の陪席、役員会、経営協議会、教育研究評議会及び教授会の審議事項の整理、学長及び病院長補佐体制の強化、教育研究組織等の見直しに係る基本方針の策定、教員任期制の平成17年度中の導入決定、事務組織の見直し・再編などに取り組み、年度計画を順調に達成している。

Ⅲ 財務内容の改善

科学研究費補助金の採択率向上策の一環とした各種説明会の開催、学術振興後援資金の設立、経費削減方策の作成、自己収入増収策の検討などに取り組み、年度計画を順調に達成している。

Ⅳ 自己点検・評価及び情報提供

点検評価室及び評価部会等の設置、ホームページの刷新・充実等に取り組むなど、全体的には年度計画を順調に達成しているが、教員評価システムの導入に向けての取り組みでは、具体的方策の検討までには至っていない。

Ⅴ その他の業務運営に関する重要事項

キャンパスマスタープランの作成、施設マネジメント室の設置、バリアフリーの促進などに取り組み、年度計画を順調に達成している。

総括

以上、総体的に平成16事業年度の年度計画を順調に達成していると評価する。

○ 法人の状況等

本学では、法人への移行当初は、従来の教授会を中心とした「ボトムアップ型」の形態を残した運営体制で始められたが、その後、学内説明会や教授会を通して職員の理解を求めつつ、本学の運営体制を見直し、平成17年度から法人本来の学長と役員会の中

心とした運営体制に移行し得た。一方、大学運営等に係る建設的な意見等を直接職員から学長に提案できる方策として、ホームページに「大学づくりご意見メール」を開設した。

なお、運営費交付金の減額及び医療費抑制政策への対応をはじめ、教員の任期制導入、職種間の定員異動、事務職員（管理職）の人事、法人職員としての意識改革など、今後法人として取り組むべき課題は多い。

○ 機動的・戦略的な大学運営を目指した取り組み

【学長補佐体制】

学長をリーダーとする運営体制の在り方について検討し、学長補佐機能を強化した。その一つとして、役員会には、メンバーである学長及び理事（4名）に加えて、監事（2名）及び学長補佐（1名）を陪席させ、より密接な連携をとることとした。また、役員会とは別に、学長、副学長、事務局長及び学長補佐で構成する学長補佐会議を毎週開催し、学内・学外の重要事項について、全学的な視野に立って迅速かつ効率的に対応できる体制を整備し、実行した。

【法人化後の運営体制】

従来の教授会を中心とした運営体制を見直し、役員会、経営協議会、教育研究評議会及び教授会の各々の役割と審議事項を明確化し、審議の効率化を図った。

【点検評価体制】

法人化に伴い、点検評価室の構成員を見直し、新たに事務局各部の部長を加えることで、教員と事務職員の連携を強化した。また、点検評価室の下に、「評価運営」検討部会と評価分野ごとに4つの評価部会を設置し、効率的な自己点検・評価を実施するとともに、その結果を教育研究活動や大学運営等に速やかに反映することができる体制を構築した。

【教育活動】

- (1) **カリキュラム改革**：医学部医学科は、単科医科大学の特性を活かし、教育方針として、一般教育課程と専門教育課程の壁を取り除き、両者を有機的に結びつけた6年一貫の楔形カリキュラムを展開するとともに、平成14年度以降、統合科目の導入、チュートリアル教育の採用、早期体験実習、客観的臨床能力評価試験の導入、参加型臨床実習への移行、スキルズ・ラボラトリーの設置等、教務・厚生委員会及び関係委員会において、常にカリキュラム等の改革を行い、より良い医療人の育成に取り組んできた。一方、医学部看護学科は、超高齢化社会への対応、看護職指導者の養成等を目的として、知識のみならず、協調性や人間性を学び、将来同じ医療現場で従事することとなる医師との理解を深める教育に重点を置き、医学科との「合同講義」の導入や「対人関係論」を全学年で講義するなど、特色ある取り組みを行っている。
- (2) **地域・僻地医療教育実践センターの設置等**：本学は、北海道、特に道北・道東地域の医療過疎の解消と高度医療の提供を目的に設置された医療系単科大学であり、「地域医療への貢献」は、本学の教育理念の一つを構成し、本学の基本的な目標として中期目標の冒頭にも掲げられている。それをより具現化するため、地域・僻地で自立できる医療人の育成を企画・立案する「地域・僻地医療教育実践センター」を設置し、入学時から一貫して地域・僻地医療に関する教育に、体系的に取り組むことを決定した。一方、学生表彰制度を創設し、学生のモチベーションの向上に努めつつ、中期目標・中期計画に沿って、「オンライン英語学習システム」を導入するなど、国際的コミュニケーション能力を身に付けた医療人の育成にも取り組んでいる。
- (3) **アドミッション・ポリシーに則した学生の受け入れ**：本学の入学選抜方法は、一般入試のほかに、アドミッション・ポリシーに示す「医師・看護職者としての適性ととも地域社会への関心を持ち、自らが問題を見つけ解決する意欲と行動力」を有する学生を求めて、平成10年度に推薦入学、平成12年度に2年次後期編入学、更

に、平成13年度にAO入試を導入してきた。この度、入学センター会議で更なる工夫・改善について検討し、平成18年度入試から、現行のAO入試と推薦入学を組み合わせた新たなAO入試（通称「ななかまど入試」）の導入を決定し、よりアドミッション・ポリシーに則した学生の受け入れを目指すことを決定した。

【研究活動】

- (1) **研究助成・支援**：外部研究資金の獲得と講座間連携による研究の活性化を目指し、「独創性のある生命科学の研究」をテーマに学内から研究プロジェクトを公募し、研究戦略・教育支援室で採択した研究に対し、学内資金から研究費を助成している。当該研究成果は、本学の研究発表の場である「旭川医科大学フォーラム」で発表し、研究戦略・教育支援室員及び役員並びに経営協議会の学外委員により検証が行われる。更に、学生や若手研究者の研究支援を目的とした学術振興後援資金の設立や、事務局に研究協力室（現研究支援室・事務職員3名）を整備するなど、研究活動への支援体制を強化した。
- (2) **地域に特異的な疾患の研究**：日本最北に位置する医科大学として、地域に特異的な疾患（難治性寄生虫疾患、白樺花粉症、積雪寒冷地での凍死等）の調査研究、病態解明に積極的に取り組んでいる。
- (3) **研究情報の公開と共有**：本学研究者の研究成果の発表の場として、定期的に「旭川医科大学フォーラム」を開催し、研究情報の学内・学外への公開と共有に取り組んでいる。

【附属病院】

医療系単科大学として附属病院を有する本学は、教育研究機関であるとともに、保険診療機関としての役割も担っている。本学における附属病院は、職員数、予算規模とも大学全体の約7割を占め、総合大学の附属病院と比較し、そのウェイトは遙かに高い。そうしたことから、附属病院に関する中期目標・中期計画の達成は、大学経営の上からも極めて重要な課題の一つとして位置付けられている。

- (1) **病院経営改善策**：こうした中で、平成16年度の附属病院収入額が、前年度実績の105億円、及び当該年度目標額の111億円を大幅に上回り118億円に達した。この実績は、法人化に向け、病院経営改善策の一環として、平成14年度に経営企画室（平成16年度に経営企画課に格上げ）、平成15年度に地域医療連携室を設置し、病院長サポート体制の強化、地域医療機関との密接な連携及び病床の効率的な運用を図り、更に、病院長のリーダーシップの下、診療科ごとに診療報酬に係る目標請求額を設定し、各診療科とのヒアリングにおいて、目標請求額を達成するための目標値（患者数、稼働率、平均在院日数、査定率等）を示して協力要請するとともに、その達成状況を附属病院運営委員会等関係会議で定期的に報告するなど、戦略的に取り組んできた結果と考えられる。
- (2) **再開発及び患者サービス**：附属病院の再開発の理念に掲げた患者が理解しやすい診療体制の構築や患者アメニティーの向上に向け、病棟は臓器別・系統別にセンター化し、外来は内科と外科を同じフロアに配置した臓器別・系統別外来とするなど、診療科の相互連携を基本とした、効率的かつ質の高い患者本位の医療の提供に取り組んでいる。併せて、附属病院を含む大学の建物内・敷地内の全面禁煙をはじめ、携帯電話の部分解禁、エスカレータの新設、エレベータの増設、外来者用駐車場の拡張、病院ボランティアの導入など、患者サービスの向上にも積極的に取り組んでいる。
- (3) **遠隔医療センター**：本センターは、国内初の遠隔医療センターとして平成11年に設置され、遠隔医療システムにより道内を中心に35の医療施設（国外2大学を含む）とネットワークを形成し、双方向かつリアルタイムに、難しい症例の診断・手術の支援、X線・CT画像等の画像診断、術中迅速病理組織診断（テレパソロジー）などを実施している。この遠隔医療システムを利用した遠隔医療への取り組みは、医師不足に悩む道内の地方医療への支援策として期待される反面、診療報酬の対象となる診断に限られているなどの問題もある。その他にも、テレビ会議システムを利用した診断困難症例や専門領域症例に関するコンサルテーションや地域自治体との連携による派遣講座を実施している。また、地域住民を対象に、インターネット画像会議システムを介して複数の会場を繋ぐ「北海道メディカルミュージアム（一種の派遣講座）」を開催し、医学・医療に関する情報を提供している。国レベルの取り組みとし

ては、国全体の高度情報化を進める「e-Japan」の医療分野のモデルとして、平成14年度から平成16年度まで、総務省の助成に基づく情報通信研究機構との連携で、患者の医療情報を複数の病院で共有できる「電子カルテシステム」の研究開発を行った。更に平成17年度から3年間の予定で、情報通信研究機構と連携し、通信回線が混雑する災害時などに、医療分野の文字・動画を円滑に伝達する通信技術の研究開発に着手することが決定された。

【社会との連携】

- (1) **診断支援及び地域医療従事者の受け入れ等**：本学は、北海道の70%を占める広大な道北・道東地域の医療機関への医師派遣による診療支援や遠隔診断支援を展開している。また、地域医療に従事する研修生や実習生の受け入れや、各種研究会の開催等を通して地域の医学・医療の向上に積極的に協力している。
- (2) **地域住民への保健・福祉教育**：公開講座・各種講演会の開催、及び地方自治体・保健所等との連携による派遣講座や北海道メディカルミュージアムの開催などを通して、地域住民への保健・福祉教育に寄与している。
- (3) **地域医療総合センター**：附属病院に救急部、総合診療部、地域医療連携室等の連携による「地域医療総合センター」を設置し、地域医療への更なる貢献を目指す。現在、平成17年度設立に向け準備中である。

【国際連携】

- (1) **発展途上国への研究技術供与等**：中国の現地政府機関との連携による良質な飲料水確保のための砒素中毒対策事業への参画や、WHO等との連携による寄生虫症に関する診断方法の開発やグローバルな支援活動などは、発展途上国への国際協力の取り組みとして高い評価を得ている。
- (2) **国際関連機関等との連携**：本学が企画し、JICAで採択された「母子保健人材育成コース」の研修プログラムに沿って、発展途上国から平成15年度に7カ国10名、平成16年度に6カ国9名の看護師を受け入れ、約40日に亘って研修を実施した。また、平成16年度から継続している外務省の依頼に基づく南米・中近東・アフリカを対象とした巡回医師団の派遣や、北方四島交流事業（ビザなし交流）の一環としての、同島在住のロシア人医師や看護師で構成される訪問団の受け入れなど、積極的に協力している。
- (3) **支援体制**：平成15年度に国際連携活動等を積極的に推進するため、総務課に研究協力室を設置し、事務職員3名を配置した。また、平成16年度には、国際交流支援事業などを目的とした学術振興後援資金を設立した。

○ 国民や社会に対する説明責任を重視した社会に開かれた大学運営を目指した取り組み等

【大学広報】

本学は、「社会に開かれた大学」を目指し、平成13年度に広報企画委員会を、平成16年度には総務課に広報係を設置し、大学の広報体制の強化を図った。「大学情報を適切に、かつタイムリーに社会に発信すること」の基本方針の下、本学及び附属病院のホームページを刷新し、訪問者の操作性・検索性を高めるとともに、発信する大学情報の充実に取り組んだ。その一環として、本学のメッセージや大学運営の状況等を学内・学外に広く伝えるため、学長の挨拶や式典における式辞、及び役員会での議題・報告事項等を随時ホームページに掲載している。

【自己点検・評価】

自己点検・評価の結果を公表し、本学の教育研究活動等の状況を社会に明らかにし、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持を得るよう努めている。

【病院機能評価】

病院の医療の向上と質の保証を目指して、平成17年3月に日本医療機能評価機構による病院機能評価認定を取得し、附属病院のホームページ上に評価結果とともに公開した。

項目別の状況

Ⅰ 大学の教育研究等の質の向上
1 教育に関する目標
(1) 教育の成果に関する目標

中期目標	<p>○ 全学的な教育理念及び教育の成果に関する目標 本学は、道北・道東地域における高度先端医療の提供と医療過疎の解消を主な目的として設置された医療系の単科大学である。この趣旨を踏まえて、「高度先端医療を実現し、かつ、地域医療に大きく貢献する医療従事者を育成することにより、社会に貢献すること」を教育理念とする。この理念を実現するために、以下の教育目標を掲げる。</p> <p>① 高度先端医療を実現するための「十分な知識と高い実践的臨床能力」を持った医療従事者を育成する。</p> <p>② 全人的な医療の実践により地域に貢献するための「豊かな人間性」を持った医療従事者を育成する。</p> <p>③ 医療従事者間の国際的連携を可能にする「国際的なコミュニケーション能力」を持った医療従事者を育成する。</p>
------	--

中期計画	年度計画	計画の進行状況等	
<p>○ 教養教育及び医療専門教育の成果に関する具体的目標の設定 ① 「高い実践的臨床能力」を育成するために、的確な診断・治療を行うための基本的臨床能力、高度先端医療を適切に実践するための論理的思考能力、課題を主体的に解決するための問題解決能力等を重視した教育を強化する。</p> <p>② 「豊かな人間性」を育成するために、患者理解のための臨床心理学的能力、患者及び他の医療従事者との適切なコミュニケーション能力、患者の人権・生命の尊厳等に関する高い倫理観等を重視した教育を強化する。</p> <p>③ 「国際的なコミュニケーション能力」を育成するために、文化・歴史・社会問題等に関する幅広い視野と、外国語によるコミュニケーション能力を重視した教育を強化する。</p>	<p>○ 教養教育及び医療専門教育の成果に関する具体的目標の設定 ① 「高い実践的臨床能力」を育成するために、的確な診断・治療を行うための基本的臨床能力、高度先端医療を適切に実践するための論理的思考能力、課題を主体的に解決するための問題解決能力等を重視した教育を強化する。</p> <p>② 「豊かな人間性」を育成するために、患者理解のための臨床心理学的能力、患者及び他の医療従事者との適切なコミュニケーション能力、患者の人権・生命の尊厳等に関する高い倫理観等を重視した教育を強化する。</p> <p>③ 「国際的なコミュニケーション能力」を育成するために、文化・歴史・社会問題等に関する幅広い視野と、外国語によるコミュニケーション能力を重視した教育を強化する。</p>	<p>① 的確な診断・治療を行うための基礎的臨床能力の向上を目指して診療参加型の臨床実習を推進し、更に、高い実践的臨床能力を養うために、選択・アドバンス実習コースを充実した。 また、課題を主体的に解決するための問題解決能力等の向上を目指し、チュートリアル教育の課題の精選やブラッシュアップを行うためにチュートリアル専門委員会を組織した。 大学院においては、高度先端医療を適切に実践するための論理的思考能力の向上を目指して、教育課程の必修科目として「医学研究概論」や「最新医学特論」を開設した。</p> <p>② 「生命倫理」、「社会福祉論」、「医療人類学」、「医療人間学」、「環境科学」などの講義と、入学1年次に医療機関・介護施設・心身障害児施設で患者・収容者の目線に立った治療、介護、看護を体験させるための早期体験実習を推進した。</p> <p>③ 教育課程編成委員会において、文化・歴史・社会問題等の幅広い視野を養うための総合教育「統合科目」内容の重複、欠落及び配当年次の適否等を調査し、その結果カリキュラム改革も視野に入れて改善していくことにした。 また、イントラネット環境下で医学英語を学ぶ「オンライン英語学習システム」を導入し、国際化時代に対応できる医療人となるための医学英語教育を充実させた。</p>	
<p>○ 教育の成果・効果の検証に関する具体的目標 入学センターを中心として、入学から卒後の職業活動までの</p>	<p>○ 教育の成果・効果の検証に関する具体的目標 入学センターを中心として、入学から卒後の職業活動までの</p>	<p>○ 医学教育の教育目標達成度評価指標として、「学力指標」、「技術指標」、「態度・意欲指標」の項目があるが、このうち、学力指標（「学力検査の得点」、「大学入試センター試験の得点」など各科目の成績等）に関して、体系的追跡調査を行うためのデータベース化を実施した。</p>	

学生の活動に関する追跡調査を行い、教育の成果・効果を検証する。

学生の教育活動に関する追跡調査項目の検討を行う。

- 平成16年度の学生収容定員
〔別表に記載〕

Ⅰ 大学の教育研究等の質の向上
 1 教育に関する目標
 (2) 教育内容等に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ アドミッション・ポリシーに関する基本方針 <ul style="list-style-type: none"> (i) 学士課程 <ul style="list-style-type: none"> 医師・看護職者としての適性ととも地域社会への関心を持ち、自らが問題を見つけ解決する意欲と行動力を持つ学生を受け入れる。 (ii) 大学院課程 <ul style="list-style-type: none"> 偏りのない知識と知的好奇心を持ち、生命科学や社会医学の研究に意欲を持つ人材を受け入れる。 ○ 教育課程、教育方法、成績評価等に関する基本方針 <ul style="list-style-type: none"> (i) 学士課程 <ul style="list-style-type: none"> ① 医療に対する多角的な視点と豊かな人間性を育成するために、幅広い教養科目を設定する。 ② 医療知識の系統的理解、社会に貢献する態度、社会と医療の理解、生涯学習の意欲を育成するために、医療の多様な内容を有機的に結ぶカリキュラムを設定する。 ③ 学生が地域（僻地）医療等についての理解と関心を深めるための教育を推進する。 (ii) 大学院課程 <ul style="list-style-type: none"> ① 高い生命倫理観と研究意欲を持つ人材を育成する。 ② 高度専門職業人として必要な知識と技能を修得させる。 ③ 国際社会に貢献できる人材を育成する。 ○ 授業形態・学習指導法等に関する基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ① 学生の能力に合った授業形態・学習指導法を実施する。 ② 自学自習の態度を身に付けさせる。 ③ 入学直後から医療に関するモチベーションを高める。 ④ 医療倫理、コミュニケーション能力及び基礎的臨床能力を修得させる。 ⑤ 国際的なコミュニケーション能力を向上させる。 ○ 適切な成績評価等の実施に関する基本方針 <ul style="list-style-type: none"> 評価基準を周知徹底することにより、評価基準が科目毎に異なるシステムを構築する。
------	---

中期計画	年度計画	計画の進行状況等	
<ul style="list-style-type: none"> ○ アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> (i) 学士課程 <ul style="list-style-type: none"> ① オープンキャンパスやホームページ等の充実により、アドミッション・ポリシーの周知徹底を図り、地域医療に関心を持つ受験者を増やす。 ② 平成18年度末までに、アドミッション・ポリシーに沿った学生の確保を推進するために、現行のAO入試方法を改善する。 ③ アドミッション・ポリシーに沿った人材の育成という観点から、入学センターを中心として各種入学者選抜方法を事後評価する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> 学士課程 <ul style="list-style-type: none"> ① オープンキャンパスやホームページ等の充実により、アドミッション・ポリシーの周知徹底を図り、地域医療に関心を持つ受験者を増やすため検討する。 ② アドミッション・ポリシーに沿った学生の確保を推進するために、現行のAO入試方法の選抜内容等について検討する。 ③ 推薦入学は平成10年度、2年次編入学は平成12年度、AO入試は平成13年度から実施しているが、どの選抜で入学した者がアドミッション・ポリシーに沿っているかなど検証し、更なる選抜方法の工夫改善に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 本学ホームページの更新時に、入学センターのホームページを作成し、公開した。また、アドミッション・ポリシーの周知徹底を図る方策として、道内地区高校訪問の実施、道内の他大学と「北海道進学コンソーシアム」を形成して連携するとともに、道外での合同進学説明会を初めて実施した。 ② アドミッション・ポリシーに沿った学生の確保を推進するため、現行AO入試の選抜内容を検討し、AO入試と推薦入学を組み合わせた新たな選抜方法を実施することを決定した。 ③ 各選抜方法で入学した学生を共通の尺度で検証することは、カリキュラム改正等のため困難である。推薦入学及びAO入試での入学後の成績等についての追跡調査などを参考として、AO入試の選抜方法について入学センター会議で検討し、よりアドミッション・ポリシーに沿った人材を獲得するために、特別選抜である推薦入学制度の利点等を取り入れるなど、選抜方法の工夫改善に努めた。 	

<p>(ii) 大学院課程 平成17年度から、アドミ ッション・ポリシーを各種刊 行物、大学案内及びホームペ ージに掲載の上、周知を図 る。</p>	<p>(16年度は年度計画なし)</p>		
<p>○ 教育理念等に応じた教育課程 を編成するための具体的方策 (i) 学士課程 ① 豊かな人間性と多角的視点 の育成という観点から、保健 ・医療・福祉施設等における 実学的実習を充実させる。</p>	<p>○ 教育理念等に応じた教育課程 を編成するための具体的方策 学士課程 ① 入学初期のアーリーエクス ポージャー教育として、医療 施設、介護施設、心身障害児 施設等において、患者・施設 利用者の目線に立った対話や 介護等を通して温かな心を持 った医療職者となるべく、実 習を充実させる。</p>	<p>① 早期体験実習の施設評価を各学生にフィードバックし、実習の検証を行わ せることにより、実習の充実を図った。</p>	
<p>② 平成20年度末までに、医 学・看護学の基礎教育として の適正性、コア・カリキュラ ム等との整合性、及び、基礎 から応用までをカバーする知 識の一貫性という観点から、 全カリキュラムを改革する。</p>	<p>(16年度は年度計画なし)</p>		
<p>③ 地域(僻地)医療教育を充 実させるため、地域・僻地医 療教育実践センターを設けて 、各医療施設等との連携を 強化する。</p>	<p>② 地域や僻地医療に情熱と関 心のある医療職者を育成する ため、地域・僻地医療教育実 践センターを設けて、地域の 各機関と連携を強めた実習を 計画する。</p>	<p>② 従来は、臨床実習委員会において「僻地医療実習」を企画し、地域医療を 理解し関心を深める教育を推し進めてきたが、地域医療機関との一層の連携 を強めるため、「地域・僻地医療教育実践センター」を設置した。</p>	
<p>(ii) 大学院課程 ① 平成18年度末までに、生 命倫理に関する医学セミナー を導入する。 ② 平成18年度末までに、専 門領域を横断する統合セミナ ー、海外からの研究者による 特別セミナーを導入する。 ③ 英文論文執筆に関する特別 講義を導入する。</p>	<p>(16年度は年度計画なし) (16年度は年度計画なし) (16年度は年度計画なし)</p>		
<p>○ 授業形態・学習指導法等に関 する具体的方策 ① リメディアル(補習)教育 科目を充実させる。 ② 学生の自学自習の態度を育 成する「チュートリアル教 育」を充実させる。 ③ 医療に関するモチベーショ ンを高めるために早期体験実 習を充実させる。 ④ 医療・福祉施設等における</p>	<p>○ 授業形態・学習指導法等に関 する具体的方策 ① リメディアル(補習)教育 科目を充実させる。 ② 学生の自学自習の態度を育 成する「チュートリアル教 育」を充実させる。 ③ 医療に関するモチベーショ ンを高めるために早期体験実 習を充実させる。 ④ 平成15年度から診療参加</p>	<p>① リメディアル(補習)教育の開講日程をあらかじめ明示し、学生が必修科 目の補講科目を、より理解しやすいようにした。 ② 本学におけるチュートリアル教育を、臨床実習前に必要とされる基本的な 知識、技能、態度を身につけ、将来にわたり医学・医療の進歩に寄与できる 自主的能力を育成することとし、そのために実施体制を強化した。 なお、チュートリアル教育の趣旨・目的等の徹底を図るために、チュータ ー養成のためのワークショップも実施した。 ③ 施設からの各個人の評価を学生本人にフィードバックし、実習の検証を行 わせることにより、実習の充実を図った。 ④ プライマリーケアを担えるように、選択・アドバンス臨床実習の選択コー</p>	

<p>実習や診療参加型臨床実習を充実させる。</p>	<p>型実習の全面的導入や僻地医療実習の義務化を行っており、将来、僻地で自立できる医療職者の育成に向けた実習内容の充実努める。</p>	<p>スの多様化を図った。</p>	
<p>⑤ 平成17年度から、オンライン英語学習システムの導入等を行う。さらに、海外医療従事者の招聘を随時行い、国際的なコミュニケーション能力を育成する。</p>	<p>(16年度は年度計画なし)</p>	<p>● イントラネット環境下で医学英語を学ぶ「オンライン英語学習システム」を平成16年度に導入し、医学英語能力の向上や、自学自習のための環境を整備した。</p>	
<p>○ 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策 科目ごとの成績評価基準をシラバスに掲載するとともに、平成16年度末までに学業成績の優秀な学生を表彰する制度を創設することにより、評価基準を内外に周知徹底させる。</p>	<p>○ 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策 科目ごとの成績評価基準をシラバスに掲載するとともに、学業成績の優秀な学生を表彰する制度を創設することにより、評価基準を内外に周知徹底させる。</p>	<p>○ 学業成績の優秀な学生を表彰する学生表彰規程及び同細則を制定し、内外に周知の上、実施した。 また、学業成績基準のシラバスへの掲載については、平成16年度に作成した平成17年度の医学科及び看護学科履修要項に、統合科目等の大部分の科目において、成績判定基準を記載した。</p>	

1 大学の教育研究等の質の向上
1 教育に関する目標
(3) 教育の実施体制等に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員の配置に関する基本方針 教育目標の実現を図るために必要な教育体制及び教育支援体制を整備する。 ○ 教育内容の検討に関する方針 教育内容を明確化し、充実させるための体制を整備する。 ○ 教育環境の整備に関する基本方針 講義等に必要施設・設備の整備・活用を図る。 ○ 臨床技術向上のための施設を有効活用する。 ○ 教育の質の改善に関する基本方針 教育評価の適切な方法を機能させ、その結果を教育の質の向上に結び付けるシステムを整備する。
------	--

中期計画	年度計画	計画の進行状況等	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 適切な教職員の配置に関する具体的方策 ① 平成21年度末までに、教員の基礎教育及び大学院教育への相互参加により教育課程全般を強化する。 ② 平成19年度から、講座及び学科目の再編・統合による教育支援体制の整備を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適切な教職員の配置に関する具体的方策 一般教育担当教員の基礎教育及び大学院教育への参加により教育課程の充実を図る。 <p>(16年度は年度計画なし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成17年度に向けて大学院博士課程のカリキュラムを改正するとともに、一般教育担当教員の大学院教育への参加補充を行った。 	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育内容の検討を行うための組織体制 平成16年度から、研究戦略・教育支援室において、特色ある教育支援体制を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育内容の検討を行うための組織体制 研究戦略・教育支援室において、特色ある教育支援体制を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療過疎の解消を目指した医学教育、特に、温かい心をもち僻地で自立できる医療人の育成を目指した僻地医療実習を展開するため、「地域・僻地医療教育実践センター」を設置した。 	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育に必要な施設・設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策 ① 平成17年度末までに、図書館の設備を充実し、利便性を高める。 ② 平成20年度末までに、マルチメディア教育設備の全学的な充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育に必要な施設・設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策 図書館の閲覧は24時間開放しているが、利用者の更なる利便性を考慮し、貸出しも24時間可能とするための自動貸出装置を設置する。 <p>(16年度は年度計画なし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 図書館利用の利便性を高めるため、平成17年1月に自動貸出装置を設置し、24時間図書の出しを可能にした。 	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成17年度から、スキルズ・ラボラトリーを、卒前・卒後医学教育、学内外の医療従事者等の教育に積極的に活用する体制を整備する。 	<p>(16年度は年度計画なし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成16年度にスキルズ・ラボラトリーの利用規程を改正し、学外の医療従事者も利用可能とした。 	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学生による授業評価項目を改めるとともに、授業評価委員会委員による評価表の回収を徹底した。 	

<p>体的な方策 ① 平成16年度末までに、「学生による授業評価」の点検評価を行い、授業評価方法を改善する。</p>	<p>体的な方策 「学生による授業評価」の評価項目の見直しと評価表の回収方法を改善するとともに、フィードバックの方法などを検討し、授業評価方法を改善する。</p>	<p>その結果については、広報に掲載するとともに、各教員に対しては毎回フィードバックした。</p>
<p>② 平成18年度末までに、教養者として優秀な教員を表彰する制度を創設する。</p>	<p>(16年度は年度計画なし)</p>	

Ⅰ 大学の教育研究等の質の向上
 1 教育に関する目標
 (4) 学生への支援に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学習支援に関する基本方針 学生一人ひとりの学習意欲を高めるための学習支援方法等を整備する。 ○ 生活支援等に関する基本方針 学生が、心身の悩みや生活全般についての問題を気軽に相談できる体制を整備する。 ○ 留学生の支援に関する基本方針 留学生に対する各種支援活動を充実させる。
------	--

中期計画	年度計画	計画の進行状況等	
○ 学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策 学習に関する相談対応・助言を行う制度を、周知徹底し活用を促進する。	○ 学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策 なんでも相談窓口、学年担当教員制度、大学院における相談員制度等について学生の刊行物に掲載するとともに、オリエンテーション時に活用方法など周知する。	○ 新入生に配付する「学生生活のしおり」に記載するとともに、学部新入生、編入学生及び大学院生に対して行うオリエンテーションの際に当該制度の周知を行った。	
○ 生活相談、健康相談等に関する具体的方策 健康指導・健康診断・カウンセリングを充実させる。	○ 生活相談、健康相談等に関する具体的方策 健康診断受診率の向上のためのPRや義務付け、実習参加学生に対する各種感染予防や放射線取扱などの健康指導、禁煙に関する相談、カウンセリングやセクハラ相談体制を充実する。	○ 学生へのPR・啓発活動の結果、平成16年度の健康診断は、医学科99.6%、看護学科は100%と、高い受診率となった。 実習参加学生に対しての各種感染予防として、B型肝炎ワクチン接種、放射線取扱従事者血液検査及び各種感染症（風疹・麻疹・おたふくかぜ・水痘）にかかる抗体検査を行った。また、新入生（編入生を含む）を対象に、ツベルクリン反応検査を実施した。なお、カウンセリング（精神神経科）については、専門の医師（非常勤医師）が定期相談日にかかわらず対応しているほか、保健管理センター専任医師、保健師も相談に対応している。 また、セクハラに対してのポスターの掲示及びリーフレットの作成・配付を行い、相談員を明確に周知した。	
○ 留学生に対する配慮 ① 留学生に対し修学支援体制を充実させる。 ② 留学生の住宅環境及び生活環境を向上させるための方策を検討する。	○ 留学生に対する配慮 ① 留学生に対し修学支援体制を充実させる。 ② 留学生の住宅環境及び生活環境を向上させるための方策を検討する。	① 留学生指導の充実のため、複数指導教員制を導入した。 平成16年度に募金活動を開始した「旭川医科大学学術振興後援資金」の事業の中で、留学生支援事業の項目を掲げた。 ② 将来構想検討委員会で「国際連携」自己評価書及び関連課に対する調査を基に留学生の住宅環境及び生活環境の現状について検証し、旭川医科大学宿舎規程の見直しについて提言した。これを受けて、同規程に関する申合せを定め、宿舎の入居資格を外国人（国費外国人留学生、私費外国人留学生、外国政府派遣留学生、外国人研究者、外国人受託研修員、交換留学生、中国医学研修生及び短期間で学術交流等を目的として来訪した外国人）にも拡大した。	

1 大学の教育研究等の質の向上
 2 研究に関する目標
 (1) 研究水準及び研究成果等に関する目標

中 期 目 標	○ 目指すべき研究水準に関する目標
	① 独創性を有する研究を推進し、グローバルレベルを目指す。
	② 地域に密着した研究を推進し、医学・医療への貢献を目指す。
	○ 研究成果の社会への還元等に関する目標
	① 学内の研究情報を社会へ公表する。
② 研究成果の民間等での活用推進を図る体制を整備する。	
③ 社会のニーズに応え、連携研究を促進する。	
○ 研究の水準及び成果の検証に関する目標	
① グローバルレベルへの到達度を検証する。	
② 地域社会への貢献度を検証する。	

中期計画	年度計画	計画の進行状況等	
○ 目指すべき研究の方向性 ① 独創性のある生命科学の研究を推進する。	○ 目指すべき研究の方向性 ① 独創性のある生命科学の研究を推進する。	① 独創性のある生命科学の研究を推進するため、学内公募により、「難治性腸疾患の分子基盤の研究」及び「細胞内恒常性機能維持のための研究」の2課題を選定し、当該研究課題の参画研究プロジェクトについて公募を行い、14件を採択し、学長裁量経費から1,400万円を措置した。	
	② 地域に特異的な疾患の研究を推進し、健康増進に役立てる。	② 旭川以北で発生が集中している地域特有の「ライム病」は、発症すると高熱や頭痛を起したり、放置すると心筋炎や関節炎につながる恐れがあるため、その発生の仕組みの解明と治療について重点的に取り組んでいる。	
○ 重点的に取り組む領域 ① 高次機能維持・遺伝子発現制御・難治性疾患制御の分子基盤の研究	○ 重点的に取り組む領域 ① 高次機能維持・遺伝子発現制御・難治性疾患制御の分子基盤の研究	① 高次機能維持・遺伝子発現制御及び難治性疾患制御の分子基盤の研究として、次の14課題の研究を重点的に推進した。 1. 「細胞内プロテアーゼによるCキナーゼ応答修飾」 2. 「内分泌顆粒形成の基盤となるゴルジ装置内腔の微小環境の形成・維持機構の解明」 3. 「細胞内Ca ²⁺ 動態制御に関するTRP陽イオンチャネルの同定とクローニング」 4. 「細胞内Ca ²⁺ 動態制御による細胞高次機能維持とその異常による病態の分子基盤」-① 5. 「細胞内Ca ²⁺ 動態制御による細胞高次機能維持とその異常による病態の分子基盤」-② 6. 「眼科領域におけるチャネルパシーへの分子細胞学的研究法導入」 7. 「脳虚血における神経細胞死と細胞内カルシウム上昇のメカニズムの解明」 8. 「ユビキチン・プロテアソーム(USP)によるNumb分解の解析」 9. 「炎症性腸疾患における蛋白質チロシンキナーゼSykの役割」 10. 「難治性腸疾患の克服を目指した小腸移植の分子基盤の研究」 11. 「自然免疫、特にコレクチン関連分子が難治性腸疾患に果たす役割の解明」 12. 「炎症性腸疾患におけるパネート細胞の機能と小腸の免疫能の関係に関する研究」 13. 「難治性腸疾患の克服を目指した小腸移植の分子基盤の研究」 14. 「核内転写調節因子PPARsと炎症性腸疾患」	
	② 地域に特異的な疾患の調査研究及び病態解明に関する研究	② 地域に特異的な感染性疾患・アレルギー性疾患・寒帯医学等に関する調査研究及び病態解明に関する研究を充実させる。	② 地域に根ざした研究として先導的な役割を果たしている「難治性寄生虫疾患(エキノコッカス症、脳囊虫症)に関する研究」、「白樺花粉症発症に係わる免疫機構に関する研究」及び「積雪寒冷地での凍死の病態学的研究と診断確立」などの研究を推進している。

<p>③ 遠隔医療の高質化研究開発と利用促進</p>	<p>③ 遠隔医療システムの広範な医学・医療領域への応用 より広い領域の画像診断に遠隔医療システムを応用するとともに、廉価な映像システムにも対応可能なものとし、僻地医療への一層の貢献を図る。</p>	<p>③ 遠隔医療システムによるネットワークを形成する医療機関との間で、リアルタイムでの手術の指導、MRI・CT・X線フィルム画像・心電図・消化管内視鏡像などの画像診断、術中迅速病理組織診断（テレパソロジー）などを行っている。現在、道内を中心に国内外35の医療機関とネットワークを形成し、医療過疎の解消に貢献している。また、データのデジタル化・IP化を図ることにより、運用コストが削減でき、より幅広い医療機関との連携が可能となるように努めている。</p>	
<p>○ 成果の社会への還元に関する具体的方策 ① 平成16年度末までに、ホームページに学内の研究情報を公開する。 ② リエゾンオフィスを設置し、研究成果の活用促進を図る。 ③ 地方公共団体や民間企業等地域社会との研究連携を推進する。</p>	<p>○ 成果の社会への還元に関する具体的方策 ① ホームページに学内の研究情報を公開する。 (16年度は年度計画なし) ② 旭川市との研究連携として、シックハウス症候群に関する共同研究、各講座ごとに民間企業との共同研究等を推進する。</p>	<p>① 社会への研究情報の発信に向け、ホームページへの掲載について、現在準備中である。 ② 旭川市とのシックハウス症候群転地療養に関する共同研究の成果について、公開シンポジウムを開催するとともに、共同研究報告書を刊行した。北海道立衛生研究所と、化学物質過敏症の遺伝子診断法の開発についての共同研究を行った。 健康弱者にとっての快適で健康的な居住・生活環境を実現できる寒地対応型高機能住宅の開発研究について、民間企業との共同研究の準備を開始した。</p>	
<p>○ 研究の水準及び成果の検証に関する具体的方策 ① 研究の水準及び成果を、論文数・インパクトファクター等により検証する。 ② 地域社会貢献型の研究は、目標と成果に基づいて検証する。</p>	<p>○ 研究の水準及び成果の検証に関する具体的方策 ① 研究の水準及び成果を、論文数・インパクトファクター等により検証する。 ② 地域社会貢献型の研究は、目標と成果に基づいて検証する。</p>	<p>① 各講座からインパクトファクターを記載した業績一覧の提出を受けた。 ② 学内の参画プロジェクトとして採択された地域社会貢献型の研究を基に、「地域に対する社会貢献の目標とそれに基づいて予想される成果」と「得られた検証」を対比させて検証する方策について検討した。</p>	

1 大学の教育研究等の質の向上
2 研究に関する目標
(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ プロジェクト研究を推進支援するシステムを構築する。 ○ 研究評価に基づき、研究活動を活性化する。 ○ 成果の期待できる研究を推進する環境の整備を図る。 ○ 外部資金の獲得、知的財産等の管理、活用を促進する。
------	--

中期計画	年度計画	計画の進行状況等	
○ 研究戦略にかかわる企画・立案・推進などの支援を行う研究戦略・教育支援室を充実させる。	○ 研究戦略にかかわる企画・立案・推進などの支援を行う研究戦略・教育支援室を充実させる。	○ 既に設置されていた「研究戦略室」と「教育支援室」の組織を一本化して、より一層機動的に動けるような組織とし、「21世紀COEプログラム」及び「特色ある大学教育支援プログラム」等に対応した。	
○ 研究活動の評価及び評価に基づく奨励制度の導入 ① 平成16年度から、研究活動評価体制を充実させ、自己評価を毎年、外部評価を3年毎に行う。	○ 研究活動の評価及び評価に基づく奨励制度の導入 ① 研究活動評価体制を充実させ、自己評価を行う。 点検評価室で研究活動評価の基準を作成する。さらに自己評価に必要なデータを収集し、自己評価報告書を作成する。	① 点検評価室「研究活動」評価部会において、教員及び講座等から研究活動に係る実績を収集するとともに、研究活動に対する教員の意識について調査し、評価基準に基づく自己点検・評価を実施した。なお、自己評価報告書については、現在取りまとめ中である。	
② 研究活動等の評価に基づき、研究資金について傾斜配分を行う。	② 各講座等より提出される研究活動の報告及びその審査に供する基準の見直しを行う。また、傾斜配分の重み付けの程度について再検討を行う。	② 平成16年度教育研究基盤校費の傾斜配分のための貢献度の評価方法について、平成16年5月～6月にかけて専門部会を3回開催し、平成15年度の評価基準（教育、研究、診療、大学の管理運営及び社会貢献に関する事項）を基礎とした。 また、平成17年度の予算配分に対応するため、当該年度に翌年度の評価基準の策定を行った。	
③ 平成18年度末までに、高い評価を受けた研究成果に対する顕彰制度を導入する。	③ 研究戦略・教育支援室において顕彰制度導入に関する資料収集を行い、顕彰制度に関する概要を作成する。	③ 平成18年度末までの顕彰制度の導入に向けて、既に顕彰制度を導入している他大学の資料を収集し、本学の顕彰制度要項案を作成した。また、教育・研究・診療及び管理運営並びに社会貢献等の審査基準等を定めることについて、継続して検討する。	
○ 中央研究施設による研究支援体制の見直し・整備・充実を図る。	○ 中央研究施設による学部学生実習等への支援、各講座・各研究グループへの研究支援・研究協力・共同研究の在り方について検討する。	○ 学部学生実習等への支援、各講座・各研究グループへの研究支援、研究協力、共同研究の在り方について、中央研究施設として、以下のとおりの検討結果を学長に答申した。 【附属動物実験施設】 ・学部学生講義実習等研究支援・研究協力・共同研究の枠組みの中で、医学研究における動物実験の技術的方法論について多面的に支援する。 ・規制を受ける法律や指針等について、動物実験の場へ反映させる工夫を継続する。 【附属実験実習機器センター】 ・学部学生実習のため、一定期間研究用機器の貸出し及び必要に応じて操作方法等の指導体制等を整備する。 ・各講座・各研究グループに対して、依頼試料の分析・データ解析の精度の向上をはじめ、各種試料作成方法や機器操作及びデータ解析手法等の技術支	

		<p>援体制の強化に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連分野における最新情報や技術の習得のためのセミナーや技術講習会の開催等を企画・実施する。 <p>【放射性同位元素研究施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学の研究、臨床応用に止まらず、新任研究者、大学院学生のR I 使用及び生命工学の基礎知識と技術を習得させ、更に学部学生の放射線生物学実習、生化学実習を行う上で施設の果たす役割が非常に大きいことから、次の役割を担う施設にするため、可能な限り改善する。 ・医学の研究に用いるR I の種類及び数量の将来の増加に充分対応し得る施設とする。 ・医学部高年次学生及び大学院学生を対象として、R I 実験法及び遺伝子組換え技術の教育実習を行う。 ・遺伝子組換え技術の医学応用への研究を可能にするとともに、より高度な技術の開発を行う。 ・施設の十分な活用により、本医学部附属病院だけでなく、地域医療機関の臨床応用に寄与し、広く国民の医療を支える一助とする。 ・本学教育関連機関との共同利用により、地域の要請に応える。 	
<p>○ 外部資金の獲得、知的財産管理等に係る具体的方策</p> <p>① 競争的資金獲得のため、文部科学省科学研究費補助金の申請を各教員1件以上行う。</p> <p>② 知的財産創出手法、特許の出願や利益相反問題等への対応など、知的財産に関する学内啓発を行い、知的財産の計画的創出を図る。</p>	<p>○ 外部資金の獲得、知的財産管理等に係る具体的方策</p> <p>① 外部資金獲得のため、全学公募による「独創性のある生命科学研究」を選定し、それに対し再度学内で当該研究への参画研究プロジェクトを公募し研究班を形成する。</p> <p>② 文部科学省科学研究費補助金の申請を各教員1件以上行い、採択率の向上に努める。</p> <p>③ 厚生労働省科学研究費補助金、CREST等の申請について、学内研究プロジェクトは積極的に申請を行う。</p> <p>④ 知的財産創出手法、特許の出願や利益相反問題等への対応など、知的財産に関する学内啓発を行い、知的財産の計画的創出を図る。</p>	<p>① 独創性のある生命科学研究について、核となるべき研究課題を選定するための全学公募を行った結果、17件応募があり、研究班形成の基準である「全学からの参画が期待でき、かつ、今後の発展が期待できる研究とすること」を主眼に、プロジェクト1として「難治性腸疾患の分子基盤の研究」及びプロジェクト2として「細胞内恒常性機能維持のための研究」の2課題を選定し、この課題への参画研究プロジェクトを公募し、プロジェクト1を6件、プロジェクト2を8件選定した。</p> <p>② 外部資金の獲得のための各種説明会及び教授会等で意識の向上を図った結果、昨年度205件の申請に対して、特定領域研究で3件減ったものの、基盤研究で28件、若手研究で18件、その他1件の総計47件増の249件の新規課題の応募があり、継続が内約されている54件と合わせ合計303件の申請があった。</p> <p>③ 外部資金の獲得のための各種説明会及び教授会等で意識の向上を図った結果、厚生労働省科学研究費補助金及び各種財団等に総計約60件の申請を行った。</p> <p>④ 知的財産の計画的な創出を図ることを目的として、科学技術振興機構から講師を招き、知的財産創出手法、特許の出願等への対応など知的財産の学内啓発を行った。</p> <p>また、知的財産に係る管理及び活用並びに職員に対する知的財産取扱い等に関する指導等を行うため、「知的財産管理アドバイザー」を置いて、アドバイザーを受け入れる体制の整備を図った。</p> <p>利益相反問題等への対応として、臨床研究の倫理と利益相反に関する全国レベルの検討班に参加している本学職員から、利益相反マネジメント構築のための対応などについての啓発を行うこととしている。</p>	

1 大学の教育研究等の質の向上
 3 その他の目標
 (1) 社会との連携、国際交流等に関する目標

中 期 目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域医療を担う医療従事者の生涯学習及び職業能力の向上に貢献する。 ○ 住民への予防・健康医学等の啓発活動を行う。 ○ 教育面での社会貢献を推進する。 ○ 国際的な交流・連携・協力活動を推進するための体制を整備する。 ○ 発展途上国への研究支援を行う。
------------------	---

中期計画	年度計画	計画の進行状況等	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の医療従事者に対する生涯学習サービスの実施 <ul style="list-style-type: none"> ① 平成16年度末までに、スキルズ・ラボラトリーを地域医療従事者の技能の向上・維持のために開放する。 ② 遠隔医療センターのシステムを用いた学外の医療機関へのリアルタイムでの医療技術指導、画像診断及び病理診断サービスを拡充する。 ③ ホームページにより医薬品情報の発信を充実する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の医療従事者に対する生涯学習サービスの実施 <ul style="list-style-type: none"> ① 地域医療従事者の技能の向上・維持のため、スキルズ・ラボラトリーの開放に向けて要綱を作成し、旭川市消防本部、旭川市医師会等へ周知する。 ② 遠隔医療センターのシステムを用いた学外の医療機関へのリアルタイムでの医療技術指導、画像診断及び病理診断サービスを拡充する。 ③ ホームページにより医薬品情報の発信を充実する。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 「スキルズ・ラボラトリー管理運営要項」を学外の医療従事者にも開放できるように改正し、旭川市消防本部、旭川市医師会等へは、各講座等への来訪時やワークショップの機会等に周知した。 ② 遠隔医療システムによるネットワークを形成する医療機関との間で、リアルタイムでの手術の指導、MRI・CT・X線フィルム画像・心電図・消化管内視鏡像などの画像診断、術中迅速病理組織診断（テレパソロジー）などを行っている。平成16年度も新たに3病院と契約を結び、画像診断及び病理診断サービスの拡充を行った。 ③ 以下の医薬品情報を医学部附属病院薬剤部のホームページに掲載した。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 患者さん向け説明文書（特定生物由来製剤） (2) 患者さん向け薬品情報提供データ (3) 医薬品相互作用データベース (4) 医薬品添付文書情報 (5) メールお薬相談室 	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民への予防・健康医学等の啓発活動及び学習の場を提供する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 年2回以上の公開講座を開催する。 ② 住民の要請に応じて講師を派遣する「旭川医科大学派遣講座」の内容を充実させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民への予防・健康医学等の啓発活動及び学習の場を提供する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 年2回以上の公開講座を開催する。 ② 住民の要請に応じて講師を派遣する「旭川医科大学派遣講座」の内容を充実させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 実習体験方式の公開講座『やさしい看護・介護技術－余裕のある介護生活－』（参加人数14名）と、講義方式の公開講座『救急医療－こんなときどうしたらいい？パート2』（6回、参加人数62名）をそれぞれ実施した。 ② 幅広く講演題目を用意するとともに、実施先の地方公共団体に対して実施したアンケート調査から受講者の声を反映させ、案内冊子及びホームページの案内サイトを多方面から検索できるように改善した。結果として、前年度（37件）を上回る47件の派遣講座を実施し、また、新たな試みとして、遠隔地向けに遠隔医療システムを利用した派遣講座も実施した。 	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会人への教育上の配慮の促進 <ul style="list-style-type: none"> ① 夜間や夏季・冬季の休業期 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会人への教育上の配慮の促進 <ul style="list-style-type: none"> ① 夜間や夏季・冬季の休業期 	<ul style="list-style-type: none"> ① 大学院教育において、勤務医や開業医、看護師に対して、大学院設置基準 	

<p>間中の研究指導等の配慮を継続する。</p> <p>② 平成21年度末までに、大学院の長期履修コースの導入を検討する。</p> <p>③ 平成21年度末までに、医師・看護師以外の専門家を養成するための医科学専攻大学院の設置を検討する。</p> <p>④ 初期卒後臨床研修終了後の病院勤務医に対して、博士課程（夜間開講）入学を勧める。</p>	<p>間中の研究指導等の配慮を継続する。</p> <p>② 大学院長期履修コースに関する情報を入手し、設置の可能性について検討する。</p> <p>③ 医師・看護師以外の専門家を養成するための医科学専攻大学院に関する情報を入手し、設置の可能性について検討する。</p> <p>④ 初期卒後臨床研修終了後の病院勤務医に対して、博士課程（夜間開講）入学を勧める。</p>	<p>第14条「教育方法の特例」を適用し、講義の昼夜開講により有職者が離職することなく修学することが可能である旨を、学生募集要項・HPを通じて、積極的に活用するようPRした。</p> <p>② 修士課程において、社会人を対象に長期履修コース（標準修業年限である2年を、3年又は4年の期間で計画的に教育課程を履修し修了するコースで、授業料は標準修業年限による者と同額）を開設した。平成17年度に向けての長期履修コース申請者は5名であり、修士課程在籍者の18.5%の利用となっている。</p> <p>③ 他大学の医科学専攻大学院修了者の動向等について調査の上、引き続き検討することとした。</p> <p>④ 本学HPを利用した広報のほか、各講座や大学院担当教員を通じてPRを依頼した。</p>	
<p>○ 平成20年度末までに、附属図書館を地域医療従事者へ24時間開放する。</p>	<p>○ 大学附属図書館の地域医療従事者へ開放している事例に関する情報を入手し、実施に向けての方法について検討する。</p>	<p>○ 地域医療従事者への開放について、医科系大学図書館を対象に実施したアンケート結果及び医療従事者への24時間開放の事例を参考に検討し、実施に向けた課題についてとりまとめた。</p>	
<p>○ 国際的な交流や留学生の受入れについての体制整備</p> <p>① 国際交流企画推進室を設置し、外国大学等との学術交流・留学生交流を一層推進する。</p> <p>② 外国人研究者や留学生の宿泊施設を含めた国際交流センターの設置を検討する。</p>	<p>○ 国際的な交流や留学生の受入れについての体制整備</p> <p>① 国際交流企画推進室の設置に向けて検討を行い、その内容をより具体化する作業を開始する。 学術交流・留学生交流の一層の推進のために、現在実施されている講座等での国際交流実績に基づいて諸外国大学等との姉妹校提携について検討する。</p> <p>② 外国人研究者や留学生の宿泊施設を含めた国際交流センターの設置を検討する。</p>	<p>① 国際交流企画推進室の設置に向けて具体的なイメージを策定の上、引き続き検討することとした。</p> <p>各講座等の実状を調査した結果、21講座等で諸外国との学術交流を行っている。今後は、協定を締結するため、国際交流の活動状況を定期的に把握しながら検討する。</p> <p>② 国際交流センターの設置について、予算状況等も勘案しつつ継続的に検討することとした。</p>	
<p>○ 発展途上国への研究技術供与を行う。</p>	<p>○ 発展途上国への研究技術供与を行う。</p>	<p>○ 寄生虫学講座、内科学第一講座、眼科学講座、脳神経外科学講座を中心に、インドネシアほか8カ国の発展途上国に対して、(1)遺伝子診断法等の技術移転セミナーの開催(2)心臓エコー検査技術の普及や心臓カテーテル検査技術の導入に対する援助(3)アジア・ブロードバンド計画に沿った遠隔医療の実施計画の検討(4)若手外科医を対象とした教育講演を行っている。</p>	

1 大学の教育研究等の質の向上
3 その他の目標
(2) 附属病院に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療の質の向上を目指す。 ○ 医療従事者の教育の充実を目指す。 ○ 業務運営の改善及び効率化を目指す。
------	---

中期計画	年度計画	計画の進行状況等		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 患者本位の医療の充実・推進 ① 平成16年度末までに、病棟・外来を臓器別・系統別の診療体制にし、専門医療の高度化を図る。 ② 平成18年度末までに、臓器別専門医療間の緊密な連携を図り、総合的医療の充実により全人的医療を目指す。 ③ 平成18年度末までに、患者から医療サービスの評価を受ける等、患者参加型の医療を充実させる。 ④ 平成20年度末までに、救命救急センターの設置を検討する。 ⑤ 平成16年度末までに、医師、コ・メディカルによる緩和ケアチームを結成する。 ⑥ 患者サービスの提供と効率的な運営を目的に、病院給食の質の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 患者本位の医療の充実・推進 ① 外来については、内科及び外科等が科の枠を超え、患者に優しく、また、理解しやすい患者本位の医療を目指す臓器別の診療体制とするほか、病棟についても、再開発を契機に再編成を行い、系統別にセンター化することで医療の質の向上を図り、患者本位の専門医療の高度化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 外来は、再開発検討委員会外来部会で検討のうえ、内科・外科を同じフロアに配置し、共通スペースとして点滴センターを設置するように設計した。また、病棟は、再開発を契機に再編成を行い、臓器別・系統別にセンター化することで医療の質の向上を図った。4階は周産母子センター、5階は頭頸部外科センターと女性外科センター、6階は消化器センター、9階は呼吸循環器センターである。6階・9階では内科外科の合同カンファレンスが行われ、手術適応、術前のリスクの評価の徹底、内科から直接手術室へ、術後に外科といった病室の有効管理が進み、術後の管理のさらなる向上など患者本位の医療の充実が推進されている。 		
	(16年度は年度計画なし)			
	(16年度は年度計画なし)			
	(16年度は年度計画なし)			
	② 医師、コ・メディカルからなる緩和ケアチームを結成し、主治医の参加の下に定期症例検討会を実施する等、医療の質の向上を図る。	② 4月から、麻酔科を中心に疼痛に関する緩和医療チームを組織し、内科、外科、放射線科、看護師、薬剤師が連携して取組み、主治医から要請のあった各科病棟に入院している緩和医療を必要としている患者を対象に、病棟に出向き、適切な助言、治療に参加している。主治医の参加の下、定期症例検討会を、週1～2回程度開催している。		
	③ 選択メニュー及びイベントメニュー等を拡大し、患者サービスのニーズに応えることで、病院給食の質の向上を図る。	③ 10月27日から週2回の選択食を週4回へ拡大した。イベントメニューとして、10月に入院患者全員を対象に『秋の行楽弁当』を実施した。また、1月から出産祝い食・誕生日祝い食を開始した。		
○ 診療支援体制の整備	○ 診療支援体制の整備			
① 診療業務のさらなる効率化を推進するため、物流部門と	① 診療業務の更なる効率化を推進するため、物流部門とし	① 物流管理システムによる請求物品の多くが、SPDセンターから配送されることにより、迅速な供給体制が実現され、病棟・中央診療施設の物品請求		

<p>して医療材料、消耗品等の供給の一元管理を行う物流管理システムの充実を図る。</p>	<p>て医療材料、消耗品等の供給の一元管理を行う物流管理システムの充実を図る。</p>	<p>業務の大幅な改善が図られているが、多様化し常時変化している診療材料について、より効率的な運用に即応できるよう使用状況を見極め、9月14日開催の物流管理に関する検討会において、SPDに係る不動定数の削除等の見直しを行った。 なお、10月から、頻繁に請求のある文房具等をSPDに登録し、医療材料、消耗品の一元管理を行った。 また、物流管理システムへの登録物品を拡大することで、病棟及び中央診療施設の手書き伝票の作成が減少し、物品請求業務の省力化が図られているが、更に、12月から1月にかけて、手術部、集中治療部（ICU）及び血管造影室（カテーテル室）の物品管理状況を調査し、これをマスター化することにより、物流管理上での一元管理が大幅に増大した。マスターの登録は、平成17年3月末で1万件の集積となり、物流管理システムは大きく拡大された。 （SPD：Supply Processing & Distributionの略）</p>	
<p>② 平成17年度末までに、地域医療機関との連携体制の拡充を目的に、地域医療連携室、総合診療部、救急部、集中治療部、遠隔医療センターを統括した「地域医療総合センター」を設置する。</p>	<p>② 地域医療機関との連携体制を拡充するため、総合診療部及び救急部を中心とした関連部署の総合窓口としての役割を担う「地域医療総合センター」の在り方について検討を行い、平成17年度の設置を目指す。</p>	<p>② 2月15日開催の病院長補佐会議で「地域医療総合センター設置準備委員会」の設置を決定し、2月23日開催の附属病院運営委員会です了承され、3月28日に第1回委員会を開催し、基本方針、規程等の検討を行い、具体案について合意を得た。</p>	
<p>③ 平成16年度から、次世代遠隔医療ネットワーク制御技術の開発を推進する。</p>	<p>③ 手術等で撮影される高精細立体動画等の医療情報を、複数の医療施設間で効率的に共有するための技術開発を推進する。</p>	<p>③ 遠隔医療センターでは、手術の様子を立体ハイビジョンの動画と立体映像で他の医療機関に伝送する技術を開発しており、併せて電子カルテを病院間で共有するシステム（P2P型）開発を行っている。なお、9月3日に公開実験を行った。</p>	
<p>④ 高度先進医療設備等の継続的充実を図る。</p>	<p>④ 医療技術の水準を向上させるため、高度先進医療にかかわる設備等について、継続的な計画のもと充実を図る。</p>	<p>④ 医療技術の水準を向上させるための特別機器として、概算要求において、大型特別機械整備として手術部に患者情報管理システムを導入するとともに、手術部の環境整備を始め、眼科の光線力学的療法用半導体レーザーの導入、病院機能評価対策として診療情報管理システムの整備等、約2億5,000万円の設備費を学内措置している。</p>	
<p>○ 高度先端医療の開発・提供 ① 医療技術水準の向上のために、高度先端医療の開発・提供を図るほか、新たな診断・治療・医療技術等の開発を推進する。</p>	<p>○ 高度先端医療の開発・提供 新しい医療技術、また、高度な医療技術の開発や、患者のニーズに対応した高度先進医療を提供するため、高度先進医療専門委員会を中心に、医療技術水準の向上を図り、新たな診断・治療・医療技術等の開発を推進する。</p>	<p>○ 11月開催の高度先進医療専門委員会において、「腹腔鏡下広汎子宮全摘出術」について厚生労働省に申請することが了承された。また、同委員会において病院長から各診療科長に、今後更に申請を増やすように依頼した結果、「カラー蛍光観察システムを使用した肺癌の早期診断」について申請があり、準備を進めている。</p>	
<p>② 電子カルテシステムを中心とした病院情報管理システムの充実を図る。</p>	<p>(16年度は年度計画なし)</p>		
<p>○ 病院情報の公開と情報管理 ① 平成18年度末までに、診療科、部門別診療実績の公開を検討する。</p>	<p>○ 病院情報の公開と情報管理 病院情報として、診療科、部門別の診療実績等について、ホームページ上において公開するよう検討を行う。</p>	<p>○ 附属病院のホームページ見直し作業を進め、トップページ等を刷新した。今後は、診療実績、高度先進医療の取り組み、患者数、在院日数、紹介率等の公開を検討する。</p>	
<p>② 個人情報等のセキュリティを徹底するため、管理システムを整備する。</p>	<p>(16年度は年度計画なし)</p>		
<p>○ 医療の質やサービスに対して自己評価や外部評価による評価</p>	<p>○ 医療の質やサービスに対して自己評価や外部評価による評価</p>	<p>○ 機能評価認定を取得するために、診療録管理規程等を整備するとともに、8月から診療情報管理士をさらに1名採用し、指摘のあったデータ等の分析</p>	

<p>制度の検討 ① 財団法人日本医療機能評価機構の認定を取得することを目標に、病院機能の見直しと恒常的な医療の質の向上を図る。</p> <p>② 平成17年度末までに、病院の目標・計画等を評価するため、外部委員を含む評価基準委員会を設置し、自己評価をするための基準の設定を行い、平成18年度から、目標・計画にかかる自己点検を実施し、病院運営の改善等に反映させる。</p> <p>③ 評価結果については、院内外に周知・公表する。</p>	<p>制度の検討 財団法人日本医療機能評価機構による外部評価を受け、医療の質並びに病院機能についての評価をし、改革を進めていくほか、病院機能モニター委員会（仮称）を設置し、継続的に自己点検をすることで病院機能状況を把握し、恒常的な医療の質の向上を図る。</p> <p>(16年度は年度計画なし)</p> <p>(16年度は年度計画なし)</p>	<p>結果を12月に日本医療機能評価機構に提出した結果、3月28日に認定を取得した。今後は、7月に設置した病院機能モニター委員会で、5年後の認定更新に向けて年度計画を立て、それに沿った継続的な自己点検を行い、病院機能状況の把握と恒常的な医療の質の向上を図る。</p>
<p>○ 安全管理（リスクマネジメント）体制の整備 ① 平成16年度から、安全管理からみた医師、コ・メディカル等の勤務体制の見直しと人員配置の適正化を検討する。</p> <p>② 平成18年度末までに、安全な医療を提供するため、外部委員の受入等、既存の安全管理体制を見直す。</p>	<p>○ 安全管理（リスクマネジメント）体制の整備 ① 安全管理体制の構築については、医療従事者に対する勤務体制の改善や診療科、部門、職種を超えた協力体制についても検討していく必要があり、医師、コ・メディカルの勤務体制の見直しと、安全管理からみた人員配置の適正化の検討を行う。</p> <p>② 安全な医療を提供するため、具体化した安全予防策の検証・評価、また、外部から専門性を有する外部委員を受け入れる等、既存の安全管理体制が十分な機能を果たしているかを見直す。</p>	<p>① 勤務体制の見直しとして、薬剤師2名、検査技師1名、放射線技師1名を平成17年度から増員することとした。全職種を対象とした医療事故防止啓発部会主催の事例検討会を年3回開催し、ポスターセッション等を実施して、事例の分析・検討をすることにより、チーム医療としての安全文化の構成と安全対策の構築を図っている。また、研修講演会や初任者研修、卒後臨床研修等も実施し、総職員数の64%の参加が得られ、更に参加者の増加を図っている。</p> <p>② イン트라ネットを利用したインシデントオンラインシステムで、インシデントの積極的な報告を各部署に要請しており、約200件/月の報告がある。医療安全管理部では、これらのレポートについて、調査の必要性の有無を判定する会議を41回行い、19回の医療調査委員会を開催し、7回の事故調査委員会が開催され、うち4回については、事例に合わせ弁護士、外部の専門医、メーカー等に参加願い、事故原因の究明と事故防止の対応を協議している。また、リスクマネージャー（RM）連絡会議を毎月開催し、安全管理対策を検討するとともに、検討内容については、年4回開催される全部署のRM全体会議で報告され、全RMで活動内容の検証・評価を行っている。なお、医師からの報告が10%前後と低く、改善を図るよう努力している。</p>
<p>○ 医療従事者等の教育・研修の充実 ① 平成16年度から、総合診療部を中心とした卒後臨床研修センターを整備し、幅広い医療知識と技術を有する臨床医の養成のため、初期臨床研修プログラム等の充実を図る。</p>	<p>○ 医療従事者等の教育・研修の充実 ① 総合診療部を中心とした卒後臨床研修センターを設置し、プライマリーケアを中心とした幅広い医療知識と技術を有する総合臨床医の養成のための初期臨床研修システムを構築し、個性ある独自の卒後臨床研修プログラムの作成や臨床研修病院群の機能的連携を行うことで充実を図る。また、研修医の習熟度を点検するため、研修医の発表会を行うほか、全国共通の研修目標が設定されている評価シ</p>	<p>① 従来の組織を統合・再編し、卒後臨床研修センターで臨床研修を行うよう一元化を図った。センター長に病院長、総合診療部長が副センター長及び卒後臨床研修に関するプログラム責任者に就くとともに、全診療科、検査部、病理部、救急部、総合診療部の臨床研修担当教員で構成されたことにより、センターが機能的に運営できるようになった。研修医との懇談会を6月と12月に開催して、研修全般にわたって意見交換を行い、研修内容の充実を図っている。オンライン臨床研修評価システム（EPOC・エポック）を8月から本稼働させ、相互評価に利用している。これらを受けて、研修内容については、診療科の枠を超えた内科検査等の研修ができるようにするなど、臓器別研修、診療科横断的研修の成果が上がるように随時見直しを行った。臨床研修病院群との機能的連携については、研修プログラムの見直しや協力可能な研修医の人数が流動的なこともあり、模索が続いている面もある。</p>

	<p>システム（EPOC）を採用し、評価の充実を図る。</p>	<p>が、大学病院の特性と地域一般病院との連携により、研修効果が高まるように引き続き調整を図っている。 また、平成18年度から開始する後期臨床研修・専門医養成のために、研修プログラムやホームページの作成準備を行った。</p>	
<p>② 平成17年度末までに、院内の医師、コ・メディカル等職員の生涯教育として、各分野の専門的な生涯教育プログラムの作成・実践を行う。</p>	<p>② 院内の医師、コ・メディカル等職員の生涯教育として、各診療科のカンファレンスにコ・メディカル等に参加させることを含め、各種カンファレンスの充実を図ることを検討するとともに、本学のフォーラムを利用して、生涯教育プログラムの作成・実践を行う。</p>	<p>② 生涯教育検討委員会の下に設置した生涯教育プログラム検討WGにおいて生涯教育プログラムを策定し、生涯教育検討委員会了承の下に、第1回の講演会を「民間病院における医療サービスの改善活動」と題して11月11日に行い、約200人の参加者があった。 さらに、看護部門では、クリニカルラダー（臨床実践能力習熟度段階）を活用し、看護実践能力の強化と看護職員の能力開発に努めた。</p>	
<p>③ 平成16年度から、職員の意識改革を図るため、接遇、経営戦略等の研修を開始する。</p>	<p>③ 外部から専門のスタッフを招き、接遇、経営戦略等、全院職員を対象とした研修を実施することで、自己評価を含めた職員の意識改革を図る。</p>	<p>③ 上記、生涯教育プログラムの一環として実施した。</p>	
<p>④ 平成16年度から、地域医療従事者等に対する生涯教育の充実を図るため、遠隔医療システム等を活用した最新の医療知識・技術を学ぶ機会を提供する。</p>	<p>④ 遠隔医療センターと旭川市及びその近郊自治体とをインターネット画像会議システムで繋ぐ、「北海道メディカルミュージアム」を構築し、地域医療従事者や住民に対し、医学や医療に関する教育及び情報の提供を行う。</p>	<p>④ 「北海道メディカルミュージアム」を、1月27日に「雪上、氷上で起きやすい転倒によるケガと応急処置」と題し10拠点と、また、3月16日に「眼の病気 早期発見と最新治療術」と題し18拠点の北海道内の市町村をインターネット回線で結び、地域住民及び医療従事者に対して講演を行った。</p>	
<p>○ 病院長補佐体制の強化 ① 平成16年度から、病院長をサポートし、病院経営戦略を企画・立案・実施するため経営企画部の充実を図る。</p> <p>② 平成16年度から、病院長の職務、職責は格段に拡大することに伴い、病院長補佐体制を強化する。</p>	<p>○ 病院長補佐体制の強化 ① 病院長をサポートし、病院経営戦略を企画・立案・実施するためには、機能強化を図ることが重要であり、独立した部門と位置付けするなど、体制を整備することで、経営企画部の充実を図る。</p> <p>② 法人化に伴い、病院長の職務、職責は格段に拡大することから、適切で迅速な意思決定をするためには、より十分な補佐体制が必要であり、医師のみでなく看護部や各部門等、専門性を考慮した登用も視野に入れることで、現状の副病院長及び病院長補佐体制を強化する。</p>	<p>① 4月から経営企画室を経営企画課に格上げし、経営企画部の実働部隊として、病院長のサポート体制の強化を図るとともに、特定の病院関係者に対して、何時でも経営状況が確認できるよう、WEB画面で病院運営状況の日々報告を行っている。 また、以前から実施していた病院長・副病院長連絡会議を、4月からは病院長補佐会議として規程化するとともに、側面からの協力体制となる中央診療施設と意思の疎通を図ることから、検査部、放射線部、薬剤部の部長にもオブザーバーとして出席させることとし、規程上では月2回の開催を、毎週開催している。</p> <p>② 病院長補佐会議に中央診療施設部門、事務部門を新たに追加、毎週実施している。なお、今後は副病院長の役割、病院長補佐の充実を検討する。</p>	
<p>○ 自己収入の増加 ① 自費診療（検診等）の積極的導入により、増収を図る。</p> <p>② 高度先進医療の提供や特殊外来等における医療の高度化</p>	<p>○ 自己収入の増加 ① 予防医学的な検診、脳ドック等を積極的に導入し、増収策を図る。</p> <p>② 患者のニーズに対応した、新しい医療技術の推進として</p>	<p>① 地域医療連携室からの広報とFAXによる予約制度を活用し、脳ドック、簡易脳ドックを実施しており、特に、簡易脳ドックについては、旭川市の要請による受入れもあり、平成16年度実績は57件となっている。 (収入額 1,620千円)</p> <p>② 外来の再開発整備において、内科・外科系を横断した臓器別外来に加え、点滴センターの設置を含めた配置計画とした。</p>	

<p>により、増収を図る。</p>	<p>の高度先進医療の提供や緩和医療、点滴センター等、特殊外来を設置することで医療の高度化による増収策を図る。</p>	<p>高度先進医療については、平成16年度は1件申請、1件準備中である。特殊外来においては、緩和医療を実施しており、今後、外来の再開発整備の中で、点滴センターでの化学療法の実施による外来における患者のニーズに対応した診療の充実や、看護外来診察室等の新設・整備を行う。</p>	
<p>③ 各診療科・部門の収支を明確に示すことにより、職員の意識改革を図る。</p>	<p>③ 各診療科・部門の稼動額、支出額等、収支をより明確に提示することで病院職員としての意識改革を図る。</p>	<p>③ 平成16年度の目標達成を果たすための目標値を設定するに当たり、各診療科及び中央診療部門と経営改善係数を念頭に置いたヒアリングを実施し、これら目標値を含めた収支を病院運営状況として明確に報告することで、職員の意識改革を図っている。 また、5月には、病院経営を管理する観点から、病院管理会計システムを構築すべく、推進連絡会を設置し、詳細な情報を分析・提示することで、病院職員が共通した認識を育てるよう努力している。 附属病院運営委員会、医長連絡会、看護師長会で報告している病院運営状況についての見直しを行い、診療科別の診療報酬請求額を報告することで、目標額に対する達成状況を明確にするとともに、医療費率を含めた収支も報告しており、診療科間の競争意識を向上させることで、病院職員としての意識改革を図っている。</p>	
<p>④ 地域医療連携室の機能強化により、自己収入の増加を図る。</p>	<p>④ 平成17年度末の設置を目指している「地域医療総合センター」との連携を密にするなど、地域医療連携室の機能強化を行うことで病院収入の増加を図る。</p>	<p>④ 4月にMSW（メディカル・ソーシャルワーカー）を定員化し、医療福祉部門の強化を行った。また、紹介率の向上を図るため、各診療科の先進医療、力を入れ推進している医療の広報と、地域医療機関、地域住民のニーズを掘りおこすべく、地域医療連携室において「診療科のご案内」を作成し、500以上の地域医療機関に配付した。なお、脳ドック、公費に係る証明書の一部有料化を図り、約8,980千円の増収を得た。 ○予約診療にかかる紹介率 4.58%→8.04% ○脳ドック 1,620千円 ○文書料（特定疾患及び精神衛生）7,360千円</p>	

I 大学の教育研究等の質の向上に関する特記事項

本学では、北海道という地理的・社会的状況を踏まえて、教養教育及び医療専門教育に関して、「高い実践的臨床能力」、「豊かな人間性」、「国際的なコミュニケーション能力」を育成するために、様々な取り組みを行ってきた。以下に取り組みの中で特記すべきことをあげる。

① 教育研究の高度化、個性豊かな大学づくりなどを旨とした、教育研究活動面における特色ある取り組み

(教育)

●学生表彰制度等の創設

新たに、学生表彰制度（学長賞等）、教育改善経費を創設し、教育活動に関するモチベーションを高めるとともに、柔軟な対応を可能とすることにした。

●地域医療教育への取り組み

医学教育内容の改善については、北海道の過疎地域での医療に関する教育の充実を図るため、「地域・僻地医療教育実践センター」を設置し、入学時から一貫した地域医療に関する教育に体系的に取り組むこととした。

●医学英語教育の強化

「国際社会に貢献できる人材の養成」の基本方針の下、国際的コミュニケーション能力の向上を目指して、イントラネット環境下で医学英語を学ぶ「オンライン英語学習システム」を導入した。

●入試方法の見直し

従来の推薦入試と全国医学部・医科大学で先駆けて実施されたAO入試の実績と経験に基づいて、入試改革（「なななかまど入試」の実施）を決定し、平成18年度からの実施に向けて準備を進めている。

(研究)

●研究活動の活性化及び講座間連携

研究活動をより活性化させるためには、本学のような単科大学では、講座間での共同研究を推進していくことが人的・物的資源の有効活用の面から見ても重要であり、大きなプロジェクトの遂行には、複数講座の連携が不可欠である。本学では、中期計画及び年度計画遂行に当たり、学長主導で立案した講座間連携によるプロジェクト公募を、研究戦略・教育支援室が中心となり遂行した。選定された研究課題に対しては、学長裁量経費から研究助成を行った。この公募プロジェクトへの助成は、さらなる共同研究の発展及び外部資金獲得のシーズとなる狙いも併せ持つ。

12ページの記載にあるとおり、2分野の研究プロジェクトを選定した。これらの重点推進分野においては、実際にプロジェクトの遂行及び研究結果に関する当事者間の意見交換等が活発に行われ、講座間の連携強化のきっかけとなっている。

●研究活動の支援

比較的研究資金に乏しい若手研究者や大学院生の自由な研究活動を支援することは重要であるという観点から、「旭川医科大学学術振興後援資金」を創設し、募金活動を行った。本資金による活動は、当初の計画を前倒しして、平成17年度中に若手研究者の教育研究活動と国際交流活動に対する支援を開始することを決定した。

また、図書館では、自動貸出装置の導入、電子ジャーナル化を推進し、研究支援の強化を図った。

●研究情報の公開

平成16年度から、本学の特色のひとつである旭川医科大学フォーラム（学内外者対象の研究講演会）の拡充を行い、また、大学院の博士論文発表会を学内公開とする一方、修士論文発表会を地域の看護職者等を対象に一般公開とし、さらに夜間開催とすることで100名を超える参加者を集めた。このようにして研究情報の公開と共有が可能となり、学内外での連携が強化されることが期待される。

(附属病院)

患者医療の充実、診療支援体制の整備、高度先端医療の開発・提供、医療情報の公開と情報管理、安全管理（リスクマネジメント）、医療従事者の教育研修の充実、病院長補佐体制の充実、自己収入の増加などの目標を立てて、各種取り組みを企画してきた。なかでも、附属病院の活動の中で特記すべき事項としては、日本医療機能評価機構の認定を取得するとともに、病院外来棟再開発（平成17年度）、臓器別・系統別診療体制、診察室の共同利用、卒後臨床研修体制の整備と地域医療総合センター（平成17年度）、遠隔医療センターの充実などがあげられる。

●医学生・医師教育システム

医学部臨床医学教育（5、6年生のクリニカルクラークシップの完全導入）と、それにリンクした卒後臨床研修医を統合した、医学生・医師教育システムは、指導医・研修医・6日目医学生・5日目医学生のグループ診療・研修体制が、本年度において構築された。

●地域医療総合センター

救急部、総合診療部、地域医療連携室等の連携による地域医療総合センターの平成17年度の設置も具体化し、地域医療に関する教育・研究体制も充実することとなる。

●臨床研修体制の整備

臨床研修体制の基盤整備として、臨床研修センターを整備拡充するとともに、臨床研修医宿泊施設の整備（16年度：8戸、17年度：8戸）を行った。

●臓器別・系統別診療体制への移行等

診療部門では、再開発終了を契機に病棟再編成を行い、臓器別・系統別にセンター化することとし、周産母子センター、頭頸部外科センター、消化器センター、呼吸循環器センターなどを立ち上げ、外科・内科合同カンファレンスの充実、病棟の有効利用が図られた。外来では、再開発に向け臓器別・系統別外来、点滴センターの設置などの計画が立てられ、工事が開始された。また、平成15年度に設置した「地域医療連携室」も、地域医療機関からの患者紹介などで有効に機能してきた。さらに、女性医師による女性専門外来を開発し、女性特有の症状への対応と性差医学・医療の充実を図った。

●看護部門の充実

看護部門では、看護記録の電子化が終了し、医師、研修医、医学生等との患者情報の共有化が促進された。さらに、腫瘍看護師に加えて新生児看護認定看護師、糖尿病認定看護師が新たに養成された。また、助産師による「助産師外来」、WOC看護認定看護師による「ストーマ外来」等、看護師専門外来も開設された。

●遠隔医療センター

遠隔医療センターでは、離島を含め、国内外35の医療機関との間にネットワークを形成し、遠隔地の患者の検査・診断支援を行い、過去5年間で約2,000件以上の実績を残している。また、遠隔医療センターと旭川市及び近郊の自治体との連携により、インターネット画像会議システムで複数の会場を結ぶ「北海道メディカルミュージアム」を開催し、地域医療従事者や地域住民に対して、医学・医療情報を提供している。

●自己収入の増

自己収入の増に関しては、附属病院運営委員会での健全な病院経営対策としての経営改善策に関する討議と、病院長ヒアリングの実施等で、在院期間の短縮と病床の有効利用が一層図られ、附属病院収入額が当初の目標である111億円を大幅に上回る118億円を達成し、附属病院の経営改善と剰余金による附属病院での教育・臨床研究体制の充実を図る基盤が確立されつつある。

② 国立大学法人旭川医科大学の置かれている状況や条件等を踏まえた、教育研究活動を円滑に進めるための様々な工夫

●カリキュラムの見直し

統合科目、チュートリアル教育、参加型臨床実習に関するカリキュラムの見直しを進め、本年度においては、チュートリアル教育の目的を、より教育目標に即した課題・実施期間とすることが決定された。

③ 自己点検・評価の過程で、中期目標・中期計画を変更する必要がある、あるいは変更について考えられる場合はその状況

本年度は、中期目標・中期計画に基づいて取り組みを始めた初年度であり、多くの取り組みが、実施開始ないし具体的活動を行うにあたっての調査・準備活動であるものも多い。したがって、現在のところ中期目標・中期計画を大幅に変更する必要に至っていない。平成16年度の実施内容をみると、今後、準備・調査段階から実施段階へと入っていく計画が多く、その結果を踏まえて、翌年度以降における中期目標・中期計画の見直しや部分的改定には、柔軟な姿勢で臨んでいく所存である。

④ 中期計画の達成に向けて支障が生じている（あるいは生じる恐れがある）場合には、その状況、理由（外的要因を含む）

平成16年度における本学の学内、学外状況は、本中期計画を立てた時点に比べて、大きな変化を認めず、特段の中期計画達成に向けての困難な状況は生じていない。ただし、社会的・外的状況として、平成16年度に開始された厚生労働省による初期臨床研修制度の導入により、本学のような、地域に存在する医科大学では、卒業後の所謂「医科大学離れ」により、結果的に大学院生充足率の低下、将来的には若手教員の質の確保等に大きな問題を生じるおそれがあり、その推移を注意深く見極めていく必要がある。

II 業務運営の改善及び効率化
1 運営体制の改善に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 効果的な組織運営に関する基本方針 学長のリーダーシップの下で、機動的な大学運営を遂行できる運営体制を整備するとともに、教員と事務職員等との連携を強化する。 ○ 戦略的な学内資源配分の実現等に関する基本方針 適正な経営戦略に立った運営、学内資源配分の実現を目指す。
------	--

中期計画	年度計画	進行状況	判断理由（実施状況等）	ウェイト
○ 学長を中心とした役員会等の構成員、規模等運営体制の改善点、問題点を検証し、必要に応じ見直しを行う。	○ 学長を中心とした役員会等の構成員、規模等運営体制の改善点、問題点を検証し、必要に応じ見直しを行う。	III	○ 役員会に監事（2名）及び学長補佐（1名（国際交流・社会連携担当）を陪席させて、より密接な連携をとることとした。 また、役員会、経営協議会、教育研究評議会及び教授会の審議事項等の棲み分けについて見直し、経営協議会及び教育研究評議会の審議事項として規定されている事項、例えば、教員の人事に関する事項、学生定員に関する事項などについては、教授会の審議事項から除くこととした。	
○ 各種委員会の見直しを行い、必要に応じ構成員に事務職員を加え、委員会等の運営改善を図る。	○ 各種委員会の見直しを行い、必要に応じ構成員に事務職員を加え、委員会等の運営改善を図る。	III	○ 国立大学法人への移行に伴い、各種委員会等の在り方について、 ① 教員が教育、研究及び診療に専念できる体制の整備 ② 事務職員等が教員と連携協力して大学運営の企画立案に積極的に参画する体制の整備 ③ 統廃合を含めた委員会等の在り方について の観点から見直しを行い、114ある委員会等を93とした。 なお、今後も随時見直ししていくこととしている。	
○ 平成16年度末までに、将来性、期待される効果、地域医療への貢献度等を勘案しつつ、戦略的な学内資源配分を図る体制を確立する。	○ 将来性、期待される効果、地域医療への貢献度等を勘案しつつ、戦略的な学内資源配分を図る体制を確立する。	III	○ 病院長ヒアリングの中で、病院収入の増加を図るため、手術室を1室増やしその室で2症例を続けて手術できるよう設備を投資するなど、効率的な資源配分を行った。 今後とも、このようなヒアリングを活かした配分体制を確立するよう、検討を進める。	
			ウェイト小計	

II 業務運営の改善及び効率化
2 教育研究組織の見直しに関する目標

中期目標	<p>○ 教育研究組織の柔軟かつ機動的な編成・見直し等に関する基本方針 教育研究の進展や社会的要請に応じ、適切な評価に基づき、教育研究組織の弾力的な設計と改組転換を進める。</p>
------	--

中期計画	年度計画	進行状況	判断理由（実施状況等）	ウェイト
○ 教育研究組織の見直しの方向性 学部・大学院組織を見直し、教員の適正配置を検討する。併せて学内共同利用施設の見直しを行う。	○ 教育研究組織の見直しの方向性 学部・大学院組織の見直しに着手し、教員の適正配置を検討する。併せて学内共同利用施設の見直しを行う。	III	<p>○ 将来構想検討委員会の下に設置した「教育研究組織等の在り方検討WG」において、部局教員会議及び関連委員会の意見等を踏まえて、教育研究組織の見直しの方向性に係る基本方針案を策定し、将来構想検討委員会で取りまとめた。今後は、その基本方針に添って、教育研究組織の再編の具体化について検討する。 将来構想検討委員会において学内共同利用施設について検討し、大学の下に置かれている放射性同位元素研究施設及び情報処理センターと、医学部の附属施設として位置付けられている動物実験施設及び実験実習機器センターを、それぞれ学内共同利用施設として大学の下に位置付けるよう、方向性を示した。 なお、組織の見直しについては、中央研究組織委員会等関係委員会で、引き続き検討する。</p>	
			ウェイト小計	

II 業務運営の改善及び効率化
3 人事の適正化に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教員の流動性を向上させるとともに、教員構成の多様化を推進する。 ○ 事務職員の専門性の重視と人事交流の促進を図る。 ○ 研修制度の充実を図る。
------	---

中期計画	年度計画	進行状況	判断理由（実施状況等）	ウエイト
○ 教育研究分野の職に任期制を導入することについて早期に結論を得る。	○ 教育研究分野の職に任期制を導入することについて、検討を進める。	III	○ 役員会において、平成17年度中の任期制導入が了承され、教員組織検討委員会において、具体的な再任基準に基づく規程の素案を検討中である。	
○ 女性教員の割合を増加させる方策を検討する。	○ 女性教員の割合を増加させる方策を検討する。	III	○ 教員組織検討委員会内に ① 女性教員を増加させるための具体的計画（案）の作成 ② 女性教員が働きやすい環境整備 ③ 学内予算配分に女性教員率を考慮することなどを推進するための「あり方WG」を設置することを決定し、引き続き検討を行う。 また、保育所の設置について、その準備を進めた。	
○ 法人間での教員の流動化を図るため、人事運営上の条件整備を進める。	○ 法人間での教員の流動化を図るため、人事運営上の条件整備について検討する。	III	○ 各国立大学法人から採用した職員については、給与、退職手当、期末・勤勉手当、休暇等を通算できるよう就業環境を整備した。また、流動化を図るための方策として、教員の任期制を17年度中に導入することが決定された。	
○ 職員の適性を考慮し、専門的能力を有した人材を育成する。また、組織及び職員個々の活性化のため、他機関との人事交流を積極的に行う。	○ 職員の適性を考慮し、専門的能力を有した人材を育成する。また、組織及び職員個々の活性化のため、他機関との人事交流を積極的に行う。	III	○ 事務局職員を対象として、法人化に伴う自己意識の変革や大学貢献などについて、事務局長ヒアリングを実施した。 人事交流該当者：受入28名(18名+部課長10名)、出向5名	
○ 教室系事務職員の再配置を検討する。	○ 教室系事務職員の再配置を検討する。	III	○ 将来構想検討委員会の下に設置した「教育研究組織等の在り方検討WG」において、教室系事務職員を統合し学長が一元的に管理するなどの再配置についての基本方針案を策定し、将来構想検討委員会で取りまとめた。	
○ 接遇研修及び監督者研修を含む各種研修に積極的に参加させ、職員の資質の向上を図るとともに、研修指導者を早急に養成する。	○ 接遇研修及び監督者研修を含む各種研修に積極的に参加させ、職員の資質の向上を図るとともに、研修指導者を早急に養成する。	II	○ 看護職員に対し接遇研修を11月4日・5日に実施した。 北海道地区国立大学等の「主任研修」に2名、「係長研修」に4名、「会計研修」に2名、「施設担当職員研修」に2名、更に全国的な専門研修（教務事務、病院専門事務等）に11名参加させた。また、放送大学を利用した研修として、「簿記講習」を16名が受講している。 なお、研修指導者の養成については、参加を予定していた人事院主催の当該研修が、16年度は開催されないこととなり、計画どおり養成できなかった。	
ウエイト小計				

II 業務運営の改善及び効率化
4 事務等の効率化・合理化に関する目標

中期 目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務組織の見直しを図り、体制を整備する。 ○ 業務の外部委託等を積極的に活用する。
--------------	--

中期計画	年度計画	進行 状況	判断理由（実施状況等）	ウ ェ イ ト
○ 事務組織の見直しを図り、必要に応じて再編・統合するなどの体制を整備する。	○ 事務組織の見直しを図り、必要に応じて再編・統合するなどの体制を整備する。	III	○ 事務組織の再編・見直しについて、事務の効率化並びに事務職員及び非常勤職員の適正配置の観点から、検討を行っている。 経営企画室を経営企画課に格上げし、病院長のサポート体制を強化した。 国立大学法人への移行をスムーズに進めるため、また、非常勤理事及び監事の業務の支援体制を強化するため、企画推進室を設置した。 施設マネジメント室を設置し、施設の有効活用・効率的運用及び施設・設備等に係る調査・点検評価を行う体制を整備した。 メディカル・ソーシャルワーカーを非常勤から常勤に切り替え、地域医療連携室の充実を図った。 診療録管理部門の体制を整備するために、診療情報管理士を配置した。	
○ 業務の外部委託等について調査を行い、積極的に推進する。	○ 業務の外部委託等について調査を行い、積極的に推進する。	III	○ 業務の外部委託について、現状調査を行った。 業務の必要性、業務の集約化、契約期間の見直しを含め検討した。	
			ウェイト小計	
			ウェイト総計	

〔ウェイト付けの理由〕

II 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項

① 法人化のメリットを活用した運営体制の効率化を目指した、財政、組織、人事などの面での取り組み

(組織)

●学長補佐体制の強化

学長のリーダーシップを中心とした運営体制の在り方について検討し、学長補佐機能を強化した。その一つとして、役員会には学長及び4名の理事(教育研究担当理事、医療担当理事、財務担当理事、社会貢献担当理事)に加えて、監事及び国際交流・社会連携担当の学長補佐を陪席させて、より密な連携をとることとした。また、役員会とは別に、学長、教育研究担当副学長(理事)、医療担当副学長(理事)、事務局長(理事)、国際交流・社会連携担当学長補佐からなる学長補佐会議を毎週開催し、学内外の重要事項について審議して、迅速かつ効率的に対応できる体制を整備し、実行した。

●法人化後の運営体制の効率化

従来教授会を中心とした運営体制から法人化後の新たな運営体制に移行するに伴い、役員会、経営協議会、教育研究評議会及び教授会のそれぞれの役割を明確化するとともにそれぞれの審議事項を整理し、審議を効率化する体制を整備した。

●病院長補佐体制の強化

平成16年4月から経営企画室を経営企画課に格上げし、経営企画部の実働部隊として、病院長のサポート体制の強化を図るとともに、特定の病院関係者に対し、何時でも経営状況が確認できるよう、WEB画面で病院運営状況の日々報告を行っている。

また、以前から実施していた病院長・副病院長連絡会議を、平成16年4月からは病院長補佐会議として規格化するとともに、側面からの協力体制となる中央診療施設と意思の疎通を図ることから、検査部、放射線部、薬剤部の各部長にもオブザーバーとして出席させることとし、規程上では月2回の開催を、毎週開催している。

平成16年度から、病院長補佐会議に中央診療施設部門、事務部門を入れ、毎週実施している。なお、今後は副病院長の役割、病院長補佐の充実を検討する。

●各種委員会の見直しと再編

以下の観点から学内の各種委員会を見直した。

- (1) 教員が教育・研究及び診療に専念できる体制を整備すること。
- (2) 事務職員等が教員と連携協力して、大学運営の企画立案に積極的に参画する体制を整備すること。
- (3) 非効率的な委員会は統廃合すること。

これにより、114あった委員会を93に削減した。

●教育研究組織の在り方の見直し

法人化後、教育研究の一層の活性化を図るため、現在一般教育、基礎医学、臨床医学、看護学科に区分されている教育研究組織を見直し、新たな組織に再編するための検討がなされた。将来構想検討委員会の下に「教育研究組織等の在り方検討WG」を設置し、各部局教員会議及び関連委員会の意見等を踏まえながら、基本方針案を策定した。基本方針案の骨子は以下のとおりである。

- (1) 一般教育は、学科目と既存講座との統合を優先し、それ以外の統合しない学科目により基礎教育センターを組織する。
- (2) 関連講座(ナンバー制講座)を統合する。
- (3) 内科3講座及び外科2講座をそれぞれ1大講座に統合し、そのもとに臓器別診療科に対応する分野を置く。

今後は、上記基本方針に沿って具体的に検討を進めることとした。

●事務組織の再編と見直し

事務組織について、事務の効率化並びに事務職員及び非常勤職員の適正配置の観点から検討を行った。

法人化前の平成14年度に学内措置で設置した経営企画室を、法人化の平成16年度に経営企画課に格上げし、経営分析等の業務の充実を図り、病院長のサポート体制を強化した。

事務局職員を対象として、法人化に伴う自己意識の変革や大学貢献等について事務局ヒアリングを実施した。

国立大学法人への移行をスムーズに進めるために、また、理事(非常勤)及び監事の業務の支援体制を強化するために、企画推進室を設置した。

施設マネジメント室を設置し、施設の有効活用・効率的運用及び施設・設備等に関わる調査・点検評価を行う体制を整備した。

メディカル・ソーシャルワーカーを非常勤から常勤に切り替え、地域医療連携室を充実させた。

(人事)

●教員任期制度の導入

法人化後の教員の教育研究活動の一層の活性化と人事の流動化を図るために、教員組織検討委員会において教員任期制度を検討し、役員会において平成17年度から実施することが了承された。教員の任期は5年とし、17年度以降の新採用者にはすべて適用することとし、また現在採用されている教官についても同意を得た上で適用することとした。

なお、任期終了時には、教育、研究、学内活動、社会活動などについて評価を行い、再任可能なこととした。再任基準の規定が確定次第、運用を開始することとなった。

●女性教員の割合を増加させる為の方策

様々な社会基盤の変遷に伴い、女性の果たすべき役割はますます増大しつつある。本学における教育、研究、医療の面についても女性教員の果たすべき役割は大きい。このような認識のもとに、教員組織検討委員会において、女性教員を増加させるための具体的方策が検討され、女性教員が働きやすい環境を整備することを決定した。その具体策の一つとして、女性教職員のための保育所の設置について、検討を進めている。

② 国立大学法人旭川医科大学の置かれている状況や条件等を踏まえた大学運営を円滑に進めるための様々な工夫

●寄附講座の設置

教育研究活動を活性化するにあたり、本学では法人化後は外部資金を積極的に取り入れることが求められている。平成17年度から民間企業等からの資金により、2つの寄附講座を開設することを決定した。これらの企業からの資金により、教員4名が新たに採用され、3年間の研究費が提供される予定である。

③ 自己点検・評価の過程で、中期目標・中期計画を変更する必要がある、あるいは変更について考えられる場合はその状況

本年度は、中期目標・中期計画に基づいて取り組みを始めた初年度であり、多くの取り組みが、実施開始ないし具体的活動を行うにあたっての調査・準備活動であるものも多い。したがって、現在のところ中期目標・中期計画を大幅に変更する必要に迫っていない。平成16年度の実施内容を見ると、今後、準備・調査段階から実施段階へと入っていく計画が多く、その結果を踏まえて、翌年度以降における中期目標・中期計画の見直しや部分的改定には、柔軟な姿勢で臨んでいく所存である。

④ 中期計画の達成に向けて支障が生じている（あるいは生じる恐れがある）場合には、その状況、理由（外的要因を含む）

平成16年度における本学の学内、学外状況は、本中期計画を立てた時点に比べて、大きな変化を認めず、特段の中期計画達成に向けての困難な状況は生じていない。ただし、社会的・外的状況として、平成16年度に開始された厚生労働省による初期臨床研修制度の導入により、本学のような、地域に存在する医科大学では、卒業後の所謂「医科大学離れ」により、結果的に大学院生充足率の低下、将来的には若手教員の質の確保等に大きな問題を生じるおそれがあり、その推移を注意深く見極めていく必要がある。

III 財務内容の改善
1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

中期 目標	○ 科学研究費補助金等の外部研究資金、その他の自己収入の増加を図る。
----------	------------------------------------

中期計画	年度計画	進行 状況	判断理由（実施状況等）	ウエ イト
① 競争的資金獲得のため、文部科学省科学研究費補助金の申請を各教員1件以上行う。 ② 外部資金獲得増加の方策として、相談体制を整備し、また、公募外部資金に関する応募対象者に対する説明会を随時行う。	① 競争的資金獲得のため、文部科学省科学研究費補助金の申請を各教員1件以上行い、採択率の向上に努める。	III	① 外部資金の獲得のための各種説明会及び教授会等で意識の向上を図った結果、昨年度205件の申請に対して、特定領域研究で3件減ったものの、基盤研究で28件、若手研究で18件、その他1件の総計47件増の249件の新規課題の応募があり、継続が内約されている54件と合わせ合計303件の申請があった。	
	② 外部資金獲得増加の方策として、教育・研究の支援を目的とした募金活動を開始する。	III	② 5月31日に委員会を開催し、教育・研究活動、国際交流、その他の3つの支援事業を行うことを目的として、「旭川医科大学学術振興後援資金」の募金を行うこととした。当初1年間の募金目標を1億円とし、リーフレットの作成等を行い、9月1日から募金受付を開始した。平成17年3月31日現在、637件、約3,000万円の入金となっている。	
	③ 公募外部資金に関する応募対象者に対する説明会を随時行う。	III	③ 独立行政法人日本学術振興会から2名の講師を招き、科学研究費補助金制度の概要、補助金の不正経理の事例及び防止策及び公募の要領等の説明会を行った。	
			ウエイト小計	

III 財務内容の改善
2 経費の抑制に関する目標

中期目標	○ 管理的経費の見直しを行い、効率的・効果的な運用を図るとともに経費の抑制に努める。
------	--

中期計画	年度計画	進行状況	判断理由（実施状況等）	ウェイト
○ 事務組織の再編・事務等の効率化により、管理的経費の抑制に努める。	○ 事務組織の再編・事務等の効率化により、管理的経費の抑制に努める。	III	<p>○ 経費削減等検討プロジェクトチームを編成し、経費削減方策を取りまとめた。</p> <p>職員録の作成について見直しを行い、冊子の作成を廃止し、ホームページに掲載することとした。（縮減額：521千円）</p> <p>運転業務について見直しを行い、一部の公用車を事務職員が運転することの導入及び運転手（非常勤職員）の配置の見直しについて検討中である。</p> <p>超過勤務の縮減について検討を行い、各課毎に定時退庁日を導入及び超過勤務時間の管理等の基本的な取扱いを決定した。</p> <p>ペーパーレス化及び談合防止の観点から、電子入札の推進について検討を行い、平成17年4月から実施することとした。</p> <p>事務用図書の購入について見直しを行い、各課に必要性について照会し、購入図書を厳選した。（縮減額：4,823千円）</p> <p>入試経費の抑制の観点から、入試実施経費及び入試関係の印刷物の見直しを行った。（縮減額：320千円）</p> <p>省エネルギー対策として、不在中の消灯の徹底及び事務室の各蛍光灯に手元スイッチを設置した。</p>	
			ウェイト小計	

Ⅲ 財務内容の改善
3 資産の運用管理の改善に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学が保有する資産（土地、建物、設備等）の効率的・効果的な運用の基本方針 資産の運用管理にあたっては、増収の観点で常に見直しを行う。
------	--

中期計画	年度計画	進行状況	判断理由（実施状況等）	ウェイト
<ul style="list-style-type: none"> ○ 資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策 共同利用施設の研究用スペースに対する課金制度の導入等収入増を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策 共同利用施設の研究用スペースに対する課金制度の導入について検討する。 	Ⅲ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他大学の課金制度実態調査資料に基づいて検討を行い、課金制度を導入することとした。具体的な規則等については次年度の検討とした。 	
			ウェイト小計	
			ウェイト総計	

〔ウェイト付けの理由〕

III 財務内容の改善に関する特記事項

① 法人化のメリットを活用した運営体制の効率化を目指した、財政、組織、人事などの面での取り組み

●競争的資金獲得

競争的資金獲得のため各種説明会を開催し、また、教授会等でも意識の向上を図るなどの結果、文部科学省科学研究費補助金の申請件数が、昨年度205件の申請に対して、特定領域研究で3件減ったものの、基盤研究で28件、若手研究で18件、その他1件の総計47件増の249件の新規課題の応募があり、継続が内約されている54件と合わせ、合計303件の申請があった。

●学術振興後援資金

開学30周年（平成15年11月5日）記念行事の一環として、「旭川医科大学学術振興後援資金」の募金を行うこととした。

これは、本学が国際的な認知を得、これまで以上に地域社会や医療・看護の発展に貢献するため、国内外を問わず優秀な学生や研究者が集う大学とすることが肝要であり、このためには、本学のこれまでの30年の歴史と伝統を継承するとともに、教育・研究及び医療の環境の整備充実を図り、今後本学の教育・研究・診療の中核をなすであろう学生及び若手研究者に対して、その研究活動等を積極的に支援することが必要である。

こうした学生及び若手研究者に対する支援活動の一環として、1億円を目標に募金活動を行った。

●経費の削減

- (1) 非常勤講師に係る経費（謝金、交通費）の削減を図るため、教務・厚生委員会で10%（縮減見込額：1,000千円）削減を目標に、ガイドラインを策定した。
- (2) 経費削減等検討プロジェクトチームを編成し、経費削減方策を作成した。
- (3) 職員録の作成について見直しを行い、冊子の作成を廃止し、ホームページに掲載することとした。（縮減額：521千円）
- (4) ペーパーレス化及び談合防止の観点から、電子入札の推進について検討を行い、平成17年4月から実施することとした。
- (5) 事務用図書の新入について見直しを行い、各課に必要性について照会し、購入図書を厳選した。（縮減額：4,823千円）
- (6) 入試経費の抑制の観点から、入試実施経費及び入試関係の印刷物の見直しを行った。（縮減額：320千円）
- (7) 省エネルギー対策として、不在中の消灯の徹底及び事務室の各蛍光灯に手元スイッチを設置した。

●課金制度を導入

他大学の課金制度実態調査資料に基づいて検討を行い、課金制度を導入することとし、具体的な規則等については次年度の検討とした。

●自己収入の増

- (1) 平成16年度から脳ドック及び簡易脳ドックを実施した。特に簡易脳ドックは、旭川市の要請による受け入れもあり、57件の実績を挙げた。
- (2) 平成16年4月にメディカルソーシャルワーカーを定員化し、医療福祉部門の強化を行った。
- (3) 紹介率の向上を図るため、診療科で実施している先進医療や推進している医療等の広報と地域医療機関や地域住民のニーズを掘りおこすべく、「診療科のご案内」を作成し、地域医療連携室を介して、500以上の地域医療機関に配付した結果、予約診療にかかる紹介率が4.58%から8.04%にアップした。
- (4) 脳ドック（1,620千円）と公費に係る証明書（特定疾患及び精神衛生）の一部有料化（7,360千円）を図り、約8,980千円の増収となった。

●駐車場の拡張整備

慢性的な駐車場の不足を解消し、患者サービスの向上及び違法駐車を排除するため、駐車場の増設は長年の懸案事項であった。本学は病院の再開発に200億円余を投資しており、これまで駐車場の増設については認められる状況にはなかったが、法人化を機に、増設を進めた。駐車料を有料（職員、学生、見舞客等）にして、整備費や維持費に充当する。

② 国立大学法人旭川医科大学の置かれている状況や条件等を踏まえた大学運営を円滑に進めるための様々な工夫
該当なし

③ 自己点検・評価の過程で、中期目標・中期計画を変更する必要がある、あるいは変更について考えられる場合はその状況

本年度は、中期目標・中期計画に基づいて取り組みを始めた初年度であり、多くの取り組みが、実施開始ないし具体的活動を行うにあたっての調査・準備活動であるものも多い。したがって、現在のところ中期目標・中期計画を大幅に変更する必要に至っていない。平成16年度の実施内容をみると、今後、準備・調査段階から実施段階へと入っていく計画が多く、その結果を踏まえて、翌年度以降における中期目標・中期計画の見直しや部分的改定には、柔軟な姿勢で臨んでいく所存である。

④ 中期計画の達成に向けて支障が生じている（あるいは生じる恐れがある）場合には、その状況、理由（外的要因を含む）

平成16年度における本学の学内、学外状況は、本中期計画を立てた時点に比べて、大きな変化を認めず、特段の中期計画達成に向けての困難な状況は生じていない。ただし、社会的・外的状況として、平成16年度に開始された厚生労働省による初期臨床研修制度の導入により、本学のような、地域に存在する医科大学では、卒業後の所謂「医科大学離れ」により、結果的に大学院生充足率の低下、将来的には若手教員の質の確保等に大きな問題を生じるおそれがあり、その推移を注意深く見極めていく必要がある。

IV 自己点検・評価及び情報提供
1 評価の充実に関する目標

中期 目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外部評価を厳正に実施し、評価結果を大学運営の改善に十分反映させる。 ○ 教員の行動規範を定め、学内外に周知・公表する。
--------------	--

中期計画	年度計画	進行 状況	判断理由（実施状況等）	ウ ェ ィ ト
○ 平成16年度末までに、点検・評価を担当する評価室を設置するとともに、点検・評価の結果を大学運営に反映させるシステムを構築する。	○ 点検・評価を担当する評価室を設置するとともに、点検・評価の結果を大学運営に反映させるシステムを構築する。	III	○ 「評価運営」検討部会と「教育活動・管理運営等」「研究活動」「社会貢献活動」及び「附属病院」の4分野に係る評価部会で構成する点検評価室を設置した。また、点検・評価の結果の大学運営への反映については、「評価運営」検討部会が検証・推進することとした。	
○ 平成18年度末までに、教員の持つ適性、特性を調べ、それに応じた教員評価システムを導入する。	○ 平成18年度末導入を目的とした教員評価システムの構築のため、教員の持つ適性、特性の調査の具体的方策を検討する。	II	○ 教員評価システムの導入状況を調査し、評価の具体的方策について引き続き検討する。	
○ 平成16年度末までに、セクシュアル・ハラスメントの防止、アルバイトを含む兼業の許可、産学連携の相手との関係などについて、教職員・学生の遵守すべきガイドラインを学内外に周知・公表する。	○ セクシュアル・ハラスメントの防止、アルバイトを含む兼業の許可、産学連携の相手との関係の遵守すべきガイドラインを学内外に周知・公表する。	III	○ 9月に規程を改正し、セクシュアル・ハラスメントにアカデミック・ハラスメント等を加え、より広い範囲の人権侵害の防止を図るようにした。そのために「防止対策委員会」を常設し、防止に向けての研修、啓発活動等に十分取り組める体制とした。 兼業及びセクシュアル・ハラスメント等のホームページ掲載については、見易いようにレイアウト等を改善した。 学生へのセクシュアル・ハラスメントに対するのポスター掲示及びリーフレットの作成配付並びにセクハラ相談員の広報誌（かぐらおか）への掲載、また、「かぐらおか」号外にて関係諸規程を掲載した。 看護学科における男子学生の増加に配慮し、実習室に可動式のパーティションの増設を決定した。	
ウェイト小計				

**IV 自己点検・評価及び情報提供
2 情報公開等の推進に関する目標**

中期 目 標	○ 「開かれた大学」として、教育活動、研究活動、医療活動及びこれらを通じた社会貢献に関する適切な情報の提供の充実を図る。
--------------	--

中期計画	年度計画	進行 状況	判断理由（実施状況等）	ウエ イト
○ 大学の持つ知的情報を一元的に把握し、データベース化を推進し、社会の求めに応じて情報を適切な形に加工して提供するなど、大学と社会の間の連携機能を充実させる。また、大学のホームページを更に充実させる。	○ 大学の持つ知的情報を一元的に把握し、データベース化を推進し、社会の求めに応じて情報を適切な形に加工して提供するなど、大学と社会の間の連携機能を充実させる。また、大学のホームページを更に充実させる。	Ⅲ	○ 大学評価・学位授与機構において検討されている大学情報のデータベースとの互換性に配慮しつつ、引き続き検討することとした。 また、訪問者の操作性、検索性を高めるため、大学のホームページをリニューアルするとともに、内容の充実を図った。	
			ウエイト小計	
			ウエイト総計	

[ウエイト付けの理由]

IV 自己点検・評価及び情報提供に関する特記事項

① 法人化のメリットを活用し、大学運営の活性化などを旨とした、財政、組織、人事などの面での特色ある取り組み

(組織)

●点検評価室の設置

法人化に伴い自己点検・評価を効率的に行い、その成果を大学運営に反映させることが重要であることから点検評価室を設置し、戦略的・機動的に取り組む体制を整備した。点検評価室は「評価運営」検討部会と「教育活動・管理運営等」「研究活動」「社会貢献活動」及び「附属病院」の4分野に係る評価部会から構成される。

「評価運営」検討部会では①評価の基本方針等の策定、②評価スケジュールの管理・調整等、③評価報告書の編集、④評価結果の公表・活用等、⑤評価方法の検証・改善等、⑥年度評価(案)の策定、⑦外部評価等の企画、⑧その他、について審議する。

「教育活動・管理運営等」評価部会では①教育活動、②学生の受け入れ、③学生支援、④施設・設備、⑤財務、⑥管理運営、について評価する。

「研究活動」評価部会では①研究活動、②研究水準、③研究支援体制、④その他、について評価する。

「社会貢献活動」評価部会では①正規課程の学生以外への教育サービス、②社会との研究連携、③国際交流・連携、について評価する。

「附属病院」評価部会では、附属病院における教育、研修、研究、診療及び経営等に関して評価を行う。

各評価部会の人員構成は7～9名で、「評価運営」検討部会は教育研究担当副学長(理事)をリーダーとして、各部会の代表及びその他数名の委員から構成される。このような自己点検・評価を担当し、その結果を大学運営に反映させる組織の充実は、早速本学の「平成16事業年度に係る業務の実績に関する報告書」の作成に大いに効果を見せている。

(人事)

平成18年度から導入される教員評価システムの構築のために、教員の持つ適性・特性を調査するための具体的な方法を調査し、評価の具体的方策について引き続き検討することとした。

(その他)

教職員及び学生は、日頃社会人として遵守すべきモラルに違反なく過ごしているかが問われている。本学では、教職員・学生が遵守すべき事項についてのガイドラインを作成して、学内外に公表することとしている。このような遵守すべき事項には、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントの防止や、不法な兼業等の禁止が含まれる。平成16年9月には、セクシュアル・ハラスメントに関する規程を改正してアカデミック・ハラスメント等を加え、より広い範囲の人権侵害の防止を図るようになった。また、「セクシュアルハラスメント・アカデミックハラスメント防止対策委員会」を常設し、防止に向けての研修、啓発活動等に十分取り組める体制とした。

兼業及びセクシュアル・ハラスメント等のホームページ掲載については、見易いようにレイアウト等を改善した。学生へのセクシュアル・ハラスメントに対してのポスター掲示及びリーフレットの作成配付並びにセクハラ相談員の広報誌(かぐらおか)への掲載、また、「かぐらおか」号外にて関係諸規程を掲載し、学内外に周知・公表した。

●ホームページの刷新

大学と社会との連携機能強化の一環として、大学のホームページを刷新した。その目的は、訪問者の操作性・検索性を高めることと内容の充実を図ることである。

ホームページの刷新に当たっては、広報企画委員会の下にワーキンググループを設置して検討し、第一期工事でトップページの操作性・検索性を向上し、第二期工事でコンテンツの充実を図った。

トップページには、学長メッセージ、大学概要、各部署、教育・学生生活などを紹介するためのコマンドとともに、受験生、一般の方、研究者・企業の方、卒業生、在学学生、教職員のためのアクセスコマンドを配置するなど、訪問者にとっての操作性・検索性が飛躍的に向上した。

現在、研究活動、教育活動、附属病院の診療情報、その他のサービスなどに関するコンテンツをより充実させるべく作業を進めている。

② 国立大学法人旭川医科大学の置かれている状況や条件等を踏まえた大学運営を円滑に進めるための様々な工夫

該当なし

③ 自己点検・評価の過程で、中期目標・中期計画を変更する必要がある、あるいは変更について考えられる場合はその状況

本年度は、中期目標・中期計画に基づいて取り組みを始めた初年度であり、多くの取り組みが、実施開始ないし具体的活動を行うにあたっての調査・準備活動であるものも多い。したがって、現在のところ中期目標・中期計画を大幅に変更する必要に至っていない。平成16年度の実施内容をみると、今後、準備・調査段階から実施段階へと入っていく計画が多く、その結果を踏まえて、翌年度以降における中期目標・中期計画の見直しや部分的改定には、柔軟な姿勢で臨んでいく所存である。

④ 中期計画の達成に向けて支障が生じている(あるいは生じる恐れがある)場合には、その状況、理由(外的要因を含む)

平成16年度における本学の学内、学外状況は、本中期計画を立てた時点に比べて、大きな変化を認めず、特段の中期計画達成に向けての困難な状況は生じていない。ただし、社会的・外的状況として、平成16年度に開始された厚生労働省による初期臨床研修制度の導入により、本学のような、地域に存在する医科大学では、卒業後の所謂「医科大学離れ」により、結果的に大学院生充足率の低下、将来的には若手教員の質の確保等に大きな問題を生じるおそれがあり、その推移を注意深く見極めていく必要がある。

V その他の業務運営に関する重要事項
1 施設設備の整備・活用等に関する目標

中期目標	良好なキャンパス環境を形成するために、全学的な施設・設備の使用状況を点検・評価し、施設、設備の有効活用を促進する。
------	---

中期計画	年度計画	進行状況	判断理由(実施状況等)	ウエイト
○ 大学(附属病院を含む)における施設整備の長期構想を策定する。	○ 平成12年6月に作成された「国立学校施設長期計画書」の見直しを行い、キャンパスマスタープランを策定する。	Ⅲ	○ 附属病院ゾーンの整備は平成17年度で終了見込みであるので、教育研究ゾーン等を中心としたキャンパスマスタープランを作成した。	
○ 施設の有効利用、効率的運用を実施する。 ① 教育施設・研究施設・共通施設等に適正なスペース配分を行う。 従前の画一的な面積の配分を見直すことにより、各分野の教育研究の特性に応じた弾力的な施設の活用を図るとともに、プロジェクト型の研究や競争的資金による研究のためのスペースを確保する。	○ 施設の有効利用、効率的運用を実施する。 ① 教育施設・研究施設・共通施設等に適正なスペース配分を行う。 従前の画一的な面積の配分を見直すことにより、各分野の教育研究の特性に応じた弾力的な施設の活用を図るとともに、プロジェクト型の研究や競争的資金による研究のためのスペースを確保する。	Ⅲ	① 基礎臨床研究棟(13,900㎡)及び講義実習棟(7,200㎡)の施設利用実態調査を実施し、施設・設備利用管理システムにデータの入力を行った。 スキルズラボラトリーの仮移転スペース(136㎡)の確保と、17年度設置予定の寄附講座のスペース(52㎡)を確保した。	
② 平成18年度末までに、施設・設備利用管理システムを構築し、施設の有効利用をより促進する。	② 施設・設備利用管理システム(ネットエフエムシステム)の構築の検討とデータベース化を主眼に置き、利用実態調査を実施する。	Ⅲ	② ネットエフエムシステム構築のためソフトウェアを導入し、データ入力作業を完了した。	
○ 平成16年度末までに、教育研究及び診療等に必要施設を確保するため、全学的な施設マネジメント体制を確立し、施設の整備充実及び管理を実施する。	○ 教育研究及び診療等に必要施設を確保するため、「施設マネジメント室」を設置して、施設の有効活用・効率的運用及び施設設備等に係る調査・点検評価を行う。	Ⅲ	○ 施設設備等に係る調査・点検評価を行う施設マネジメント室を設置し、基礎臨床研究棟及び講義実習棟の利用実態調査を行った。	
○ バリアフリーを促進し、障害者や高齢者等に配慮した施設へ整備する。	○ バリアフリーを促進し、障害者や高齢者等に配慮した施設へ整備する。	Ⅲ	○ 病院再開発整備の中で段階的に整備している。 駐 車 場：平成16年度 身障者用駐車スペースの増設 病 棟：平成14～15年度 身障者用トイレの設置 段差のない浴室・シャワー室 廊下の2段手すり設置 エレベータの音声案内・点字表示 中央診療棟：平成14～15年度 階段及び廊下の手すり設置	

		<p>外 来 棟：平成17年度 各フロアに身障者用トイレ・多目的トイレ (オストメイト)の設置 エスカレータの設置 身障者用エレベータの設置</p>	
<p>○ 施設・設備を長期間有効に活用するために予防的な施設の点検・保守・修繕（プリメンテナンス）を実施できるよう必要となる計画を設定し、実施する。</p>	<p>○ 施設・設備を長期間有効に活用するために予防的な施設の点検・保守・修繕（プリメンテナンス）を実施できるよう必要となる計画を設定し、実施する。</p>	<p>Ⅲ ○ 施設・設備管理マニュアルを作成した。 病院の保守管理業務年間計画表、主要設備の概要、冷暖房運転スケジュール、機械・電気設備の運転管理業務要領・報告書様式等を集約・整理し、施設・設備の予防保全・維持管理を主眼とした管理マニュアル及び停電時の作業マニュアルを作成した。</p>	
<p>ウェイト小計</p>			

V その他の業務運営に関する重要事項
2 安全管理に関する目標

中 期 目 標	安全管理・健康管理に関する目標 教職員・学生の安全管理・健康管理にかかわる組織体制を充実し、教職員・学生の安全・健康を図るとともに、有害物質・有害エネルギー等の適正な管理を行う。
------------------	--

中期計画	年度計画	進行状況	判断理由（実施状況等）	ウェイト
労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・健康管理に関する具体的方策 (1) 教職員・学生の安全・健康に関する具体的方策 ○ 有害物質・有害エネルギー取扱、実験・医療装置類取扱、廃棄物処理等に関する安全・衛生マニュアルを随時点検・見直す。	労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・健康管理に関する具体的方策 (1) 教職員・学生の安全・健康に関する具体的方策 ○ 有害物質・有害エネルギー取扱、実験・医療装置類取扱、廃棄物処理等に関する安全・衛生マニュアルを随時点検・見直す。	III	○ 安全衛生委員会において、10月・11月に安全衛生のパトロールの実施し、各室の安全点検を行い、点検事項に係る指導等、改善を図った。 高圧ガスボンベの取扱に関する要項を作成した。	
○ 教職員の特殊健康診断対象者を随時点検・見直す。	○ 教職員の特殊健康診断対象者を随時点検・見直す。	III	○ 安全衛生委員会において、健康診断の実施状況についての実態調査を行った。 有害物質の使用状況等について各講座毎の状況を調査し、2月に労働基準監督署に報告した。 その調査結果に基づき、有害業務従事者について17年度に特定健康診断を実施することとした。	
(2) 有害物質・有害エネルギー等の適正管理に関する方策 ○ 平成21年度末までに、薬品類の購入・保管・共用・廃棄等の薬品安全管理運用システムを構築する。	(2) 有害物質・有害エネルギー等の適正管理に関する方策 ○ 平成21年度末を目途に、薬品類の購入・保管・共用・廃棄等の薬品安全管理運用システムの構築について検討する。	III	○ 薬品類の購入・保管・共用・廃棄等の薬品安全管理運用システムの構築を引き続き検討することとした。	
			ウェイト小計	
			ウェイト総計	

〔ウェイト付けの理由〕

V その他の業務運営に関する重要事項に関する特記事項

① 法人化のメリットを活用し、大学運営の活性化などを旨とした、財政、組織、人事などの面での特色ある取り組み

●施設マネジメント室の設置
施設の有効活用、効率的運用及び施設・設備等に係る調査・点検評価を行うため、施設マネジメント室を設置し、体制を整備した。

●施設利用実態調査の実施
基礎臨床研究棟及び講義実習棟の施設利用実態調査を実施し、外来棟改修工事のための仮移転スペース（136㎡）や、平成17年度設置の寄附講座のスペース（52㎡）を確保した。

●駐車場の拡張整備
慢性的な駐車場の不足を解消し、患者サービスの向上及び違法駐車を排除するため、駐車場の増設は長年の懸案事項であった。本学は病院の再開発に200億円余を投資しており、これまで駐車場の増設については認められる状況にはなかったが、法人化を機に、増設を進めた。駐車料を有料（職員、学生、見舞客等）にして、整備費や維持費に充当する。

●患者サービス
患者様及びお見舞い等で来院される方の利便性を考慮し、休日（土・日・祝祭日等）に閉鎖していた附属病院の正面玄関を開放した。また、全面禁止していた携帯電話を部分解禁し、好評を得た。

② 国立大学法人旭川医科大学の置かれている状況や条件等を踏まえた大学運営を円滑に進めるための様々な工夫
該当なし

③ 自己点検・評価の過程で、中期目標・中期計画を変更する必要がある、あるいは変更について考えられる場合はその状況

本年度は、中期目標・中期計画に基づいて取り組みを始めた初年度であり、多くの取り組みが、実施開始ないし具体的活動を行うにあたっての調査・準備活動であるものも多い。したがって、現在のところ中期目標・中期計画を大幅に変更する必要に至っていない。平成16年度の実施内容を見ると、今後、準備・調査段階から実施段階へと入っていく計画が多く、その結果を踏まえて、翌年度以降における中期目標・中期計画の見直しや部分的改定には、柔軟な姿勢で臨んでいく所存である。

④ 中期計画の達成に向けて支障が生じている（あるいは生じる恐れがある）場合には、その状況、理由（外的要因を含む）

平成16年度における本学の学内、学外状況は、本中期計画を立てた時点に比べて、大きな変化を認めず、特段の中期計画達成に向けての困難な状況は生じていない。ただし、社会的・外的状況として、平成16年度に開始された厚生労働省による初期臨床研修制度の導入により、本学のような、地域に存在する医科大学では、卒業後の所謂「医科大学離れ」により、結果的に大学院生充足率の低下、将来的には若手教員の質の確保等に大きな問題を生じるおそれがあり、その推移を注意深く見極めていく必要がある。

VI 予算（人件費見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

※ 財務諸表及び決算報告書を参照

VII 短期借入金の限度額

中期計画	年度計画	実績	
1 短期借入金の限度額 1.5億円	1 短期借入金の限度額 1.5億円	「該当なし」	
2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費等として借入れすることも想定される。	2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費等として借入れすることも想定される。		

VIII 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画	年度計画	実績	
病棟・診療棟改修及び基幹・環境整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学病棟・診療棟の敷地及び建物について、担保に供する。	病棟・診療棟改修及び基幹・環境整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学病棟・診療棟の敷地及び建物について、担保に供する。	<p>・(医病)病棟・診療棟改修事業である仮設診察室棟新営その他工事に伴う工事費の前払金として、平成17年2月10日付け金銭消費貸借契約により、9,261万円を独立行政法人国立大学財務・経営センターから長期借入れ、担保として本学の学校用地231,828㎡を順位1番で抵当権設定した。</p> <p>・(医病)病棟・診療棟改修及び(医病)基幹・環境整備事業である本体改修工事(建・電・管・搬送)に伴う工事費の前払金及び上記工事費の最終回払として、平成17年3月28日付け金銭消費貸借契約により、11億5,732万2,000円を独立行政法人国立大学財務・経営センターから長期借入れ、担保として本学の学校用地231,828㎡を順位2番で抵当権設定した。</p>	

IX 剰余金の使途

中期計画	年度計画	実績	
○ 決算において剰余金が発生した場合は、以下の使途に充てる。 (1) 教育・研究及び医療の質の向上(施設・設備の充実、要員等の整備) (2) 組織運営の改善 (3) 若手教職員の育成 (4) 学生及び留学生等に対する支援 (5) 国際交流の推進 (6) 産学官連携及び社会との連携の推進 (7) 福利厚生者の充実	○ 決算において剰余金が発生した場合は、以下の使途に充てる。 (1) 教育・研究及び医療の質の向上(施設・設備の充実、要員等の整備) (2) 組織運営の改善 (3) 若手教職員の育成 (4) 学生及び留学生等に対する支援 (5) 国際交流の推進 (6) 産学官連携及び社会との連携の推進 (7) 福利厚生者の充実	「該当なし」	

X そ の 他 1 施設・設備に関する計画

中期計画			年度計画			実績		
施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源	施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源	施設・設備の内容	決定額(百万円)	財 源
・(医病) 病棟・診療棟改修 ・(医病) 基幹・環境整備 ・小規模改修	総額 3, 338	施設整備費補助金 (546) 長期借入金 (2, 792)	・(医病) 病棟・診療棟改修 ・(医病) 基幹・環境整備 ・小規模改修	総額 3, 171	施設整備費補助金 (379) 長期借入金 (2, 792)	・(医病) 病棟・診療棟改修 ・(医病) 基幹・環境整備 ・小規模改修	総額 1, 457	施設整備費補助金 (207) 長期借入金 (1, 250)
(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。 (注2) 小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。 なお、各事業年度の施設整備費補助金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。			(注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。					

○ 計画の実施状況等

(医病) 病棟・診療棟改修及び(医病) 基幹・環境整備事業については、平成16年度単年度事業であり、本年度の実績においては、先行工事である仮設診察室棟新営その他工事の完成払い及び本体改修工事(建・電・管・搬送)に伴う前払金の支払い分である。
 なお、計画と実績の差異については、長期借入金限度額と平成16年全契約確定金額(平成17年2月25日付け)の差に伴い生じた長期借入金の不用額、本体改修工事(建・電・管・搬送)の中間前払金及び最終回払分であり、長期借入金の不用額1,500万円を除き、施設整備費補助金1億7,200万円及び長期借入金15億2,700万円は、平成17年度に繰越しとなったものである。

X その他 2 人事に関する計画

中期計画	年度計画	実績
<p>1. 教育研究分野の職に任期制を導入するなど、教員の流動性を向上させるとともに、教員構成の多様化を推進する。</p> <p>2. 職員の適性を考慮し、各種研修に積極的に参加させるなど、専門的能力を有した人材を育成する。</p> <p>3. 組織及び職員個々の活性化のため、国立大学法人等他機関との人事交流を積極的に行う。</p> <p>(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 46,606百万円</p>	<p>1 教育研究分野の職に任期制を導入することについて検討を進める。</p> <p>2 職員の適性を考慮し、各種研修に積極的に参加させるなど、専門的能力を有した人材を育成する。</p> <p>3 組織及び職員個々の活性化のため、国立大学法人等他機関との人事交流を積極的に行う。</p> <p>(参考1) 平成16年度の常勤職員数 882人 (参考2) 平成16年度の人件費総額見込み 7,726百万円</p>	<p>1 役員会において、平成17年度中の任期制導入が了承され、教員組織検討委員会において、具体的な再任基準に基づく規程の素案を検討中である。</p> <p>2 事務局職員を対象として、法人化に伴う自己意識の変革や大学貢献などについて、事務局長ヒアリングを実施した。北海道地区国立大学等の「主任研修」に2名、「係長研修」に4名、「会計研修」に2名、「施設担当職員研修」に2名、更に全国的な専門研修(教務事務、病院専門事務等)に11名参加させた。また、放送大学を利用した研修として、「簿記講習」を16名が受講している。</p> <p>3 各国立大学法人から採用した職員については、給与、退職手当、期末・勤勉手当、休暇等を通算できるよう就業環境を整備した。人事交流該当者：受入28名(18名+部課長10名)、出向5名</p>

(参考)

	平成16年度
(1) 常勤職員数	871人
(2) 任期付職員数	0人
(3) ① 人件費総額(退職手当を除く)	7,725百万円
② 経常収益に対する人件費の割合	38.6%
③ 外部資金により手当した人件費を除いた人件費	7,622百万円
④ 外部資金を除いた経常収益に対する上記③の割合	
⑤ 標準的な常勤職員の週あたりの勤務時間として規定されている時間数	40時間00分

○ 別表 (学部の学科、研究科の専攻等)

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
	(a) (名)	(b) (名)	(b) / (a) × 100 (%)
医学部 医学科	590	583	98.8
医学部 看護学科	260	262	100.8
医学系研究科 細胞・器官系専攻	36	25	69.4
医学系研究科 生体情報調節系専攻	56	38	67.9
医学系研究科 生体防御機構系専攻	20	13	65.0
医学系研究科 人間生態系専攻	8	1	12.5
医学系研究科 看護学専攻	32	31	96.9

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
合 計	1002	953	95.1

○ 計画の実施状況等

大学院博士課程各専攻の収容数の不足は、出願者数の伸び悩みに加え、入学者にふさわしい学力基準に満たない者については定員にかかわらず不合格とせざるを得ないためである。今後は従前からの大学院設置基準第14条の特例に加え、修士課程では長期履修制度の導入により、職業を持つ入学希望者のニーズに応える体制を構築中である。

また、平成17年度からは、博士・修士課程の委員会内に、「入試検討WG」を設置し、定員充足に向け学生募集方法、入学者選抜の在り方、教育課程の在り方等も含めて検討を行う。

なお、医学部医学科については、入学定員を10名として2年次後期編入学選抜を行い、秋季(10月1日)に入学させている。